

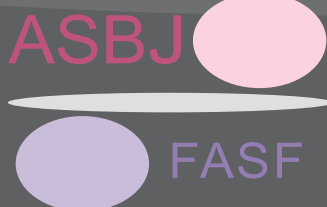
2010年12月

結論の根拠及び設例

公開草案 ED/2010/13

ヘッジ会計

コメント募集期限：2011年3月9日



公開草案に関する結論の根拠及び設例

ヘッジ会計

コメント募集期限：2011年3月9日

This Basis for Conclusions and illustrative examples accompany the proposed International Financial Reporting Standard (IFRS) set out in the exposure draft *Hedge Accounting* (see separate booklet). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **9 March 2011**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IFRS Foundation website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2010 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASB Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

公開草案に関する結論の根拠及び設例

ヘッジ会計

コメント募集期限：2011年3月9日

この結論の根拠及び設例は、公開草案「ヘッジ会計」(別冊参照)に示された国際財務報告基準(IFRS)案に付属するものである。基準案及び付属文書に対するコメントは、2011年3月9日までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト(www.ifrs.org)に、'Comment on a proposal'のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2010 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本提案草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーがIFRS財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASBのアドレスを完全に表示している場合に限り、IASBへ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS財団の著作物である。



IFRS財団ロゴ/IASBロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASCF Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’及び‘SIC’はIASCFの商標である。

本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department

1st Floor、 30 Cannon Street、 London EC4M 6XH、 United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目次

項

結論の根拠	
公開草案「ヘッジ会計」	
はじめに	BC1 - BC2
背景	BC3 - BC10
IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクト	BC3 - BC7
IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の置換え	BC8 - BC10
ヘッジ会計の目的と範囲	BC11 - BC27
ヘッジ会計の目的	BC11 BC16
オープンポートフォリオ	BC17 BC21
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの として指定した持分投資に係るヘッジ会計	BC22 BC27
ヘッジ手段	BC28 - BC47
適格なヘッジ手段	BC28 - BC47
金融資産に組み込まれたデリバティブ	BC28 - BC33
非デリバティブ金融商品	BC34 - BC40
ヘッジ手段としての社内デリバティブ	BC41 - BC45
ヘッジ手段としての連結会社間の貨幣性項目	BC46 - BC47
ヘッジ対象	BC48 - BC74
適格なヘッジ対象	BC48 - BC51
デリバティブの指定	BC48 - BC51
ヘッジ対象の指定	BC52 - BC74
リスク要素の指定	BC52 - BC60
「片側」リスク要素の指定	BC61 - BC62
名目金額の比例部分の指定	BC63 - BC64
名目金額の階層部分の指定	BC65 - BC69
ある項目の構成要素と合計キャッシュ・フローとの関係	BC70 - BC74
ヘッジ会計の適格要件	BC75 - BC90
有効性判定	BC75 - BC90
ヘッジ有効性判定の目的	BC78 - BC82

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定の頻度	BC83 - BC85
ヘッジ有効性の判定方法	BC86 - BC90
適格ヘッジの会計処理	BC91 - BC155
契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払が目的である	
事業モデルの中で保有している金融商品	BC91 BC93
確定約定の為替リスクのヘッジ	BC94 BC98
ヘッジ関係の非有効部分の測定	BC99 - BC105
貨幣の時間価値	BC100 - BC102
仮想デリバティブ	BC103 - BC105
ヘッジ関係のバランス再調整	BC106 BC111
ヘッジ会計の中止	BC112 BC118
公正価値ヘッジ	BC119 - BC129
公正価値ヘッジの会計処理	BC119 - BC123
公正価値ヘッジのリンク表示	BC124 - BC129
キャッシュ・フロー・ヘッジ	BC130 - BC140
「低価」テスト	BC130 - BC133
非金融資産又は非金融負債の認識を生じる予定取引のヘッジ	
に係るベースス・アジャストメント	BC134 - BC140
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	BC141 BC142
オプションの時間的価値の会計処理	BC143 - BC155
項目グループのヘッジ	BC156 - BC182
ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件	BC163 BC164
項目グループのヘッジに係る名目金額の階層部分の指定	BC165 BC167
ヘッジ会計に適格な純額ポジションを構成する項目グループの	
キャッシュ・フロー・ヘッジ	BC168 BC173
純額ポジションの中の項目グループが同一期間の純損益に	
影響する場合の表示	BC174 BC177
純額ポジションを構成する項目グループのヘッジに関する	
ヘッジ対象の識別	BC178
純額ポジションがゼロとなる純額ポジションを構成する	
項目グループのヘッジ	BC179 - BC182
開示	BC183 - BC207
全般的な考慮事項	BC188 - BC191

開示の場所	BC188
リスク区分別の開示	BC189 - BC191
リスク管理戦略	BC192 BC193
将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性	BC194 BC196
ヘッジ会計の主要財務諸表に対する影響	BC197 - BC201
その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値	BC202 - BC204
その他の考慮事項	BC205 - BC207
ヘッジ会計の会計上の代替案	BC208 - BC246
非金融商品項目に係る契約をデリバティブとして会計処理する	BC209 BC218
信用リスクをクレジット・デリバティブでヘッジする	BC219 BC246
発効日及び経過措置	BC247 - BC254
代替的見解	
設 例 [案]	

公開草案「ヘッジ会計」に関する結論の根拠

この結論の根拠は本基準[案]に付属しているが、その一部を構成するものではない。

はじめに

- BC1 国際会計基準審議会は、長年にわたり、金融商品の会計処理の要求事項を改善する必要性を認識してきた。世界的な金融危機と金融商品の会計処理を改善する緊急の必要性に鑑みて、当審議会は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を 3 つのフェーズで置き換えることを提案した。本公開草案「ヘッジ会計」は、その第 3 フェーズの一部である。
- BC2 この結論の根拠は、本公開草案を開発した際の当審議会の検討事項をまとめている。議論での重点の置き方は、個々の審議会メンバーにより異なるものであった。

背景

IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクト

- BC3 IAS 第 39 号は、金融資産、金融負債及び一部の非金融商品項目の売買契約の認識及び測定に関する要求事項を示している。当審議会は IAS 第 39 号を前身である国際会計基準委員会から引き継いだ。
- BC4 多くの財務諸表の利用者及び他の関係者が当審議会に、IAS 第 39 号の要求事項は理解、適用、解釈が困難だと述べた。彼らは当審議会に、原則ベースで複雑性の低い金融商品の報告の新しい基準を開発することを求めた。当審議会は数回にわたり IAS 第 39 号を修正して、要求事項の明確化、ガイダンスの追加、内的な不整合の除去を行ってきたが、これまで金融商品の報告に関する根本的な再検討は行っていなかった。
- BC5 2009 年 4 月に、金融危機に対応した作業に関して受け取ったインプットに対応し、G20 首脳の結果や金融安定理事会などの国際的団体の提言を受けて、当審議会は IAS 第 39 号の置換えを加速化する日程を発表した。
- BC6 当審議会は、IFRS 第 9 号により最終的には IAS 第 39 号の全体を置き換えるつもりである。しかし、金融商品の会計処理を速やかに改善すべきだという関係者の要請に対応して、当審議会は、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトを 3 つの主要なフェーズに分割した。当審議会が各フェーズを完了するごとに、IAS 第 39 号の関連部分を削除し、IFRS 第 9 号の中に IAS 第 39 号の要求事項を置き換える章を新設する。
- BC7 公開草案「ヘッジ会計」は、IAS 第 39 号を置き換える当審議会のプロジェクトの第 3 フェーズの一部である。他のフェーズは次のとおりである。

- (a) フェーズ1：金融資産及び金融負債の分類及び測定。2009年11月に、当審議会は金融資産の分類及び測定に関する要求事項を示した IFRS 第9号の各章を公表した。2010年10月に、当審議会は金融負債の分類及び測定に関する要求事項を IFRS 第9号に追加した。
- (b) フェーズ2：償却原価及び減損。当審議会は、2009年6月に金融資産の減損に係る予想損失モデルの実行可能性についての「情報提供の要請」を公表した。これは、2009年11月に公表された公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の基礎となった。当審議会は、予想キャッシュ・フロー・アプローチから生じる運用上の論点について検討し助言する与信及びリスク管理の専門家の諮問パネルも設置した。当審議会は、コメント提出者から受けたコメントや、専門家諮問パネル及び他のアウトリーチ活動からの指摘に対応するために、公開草案の提案を再審議している。

IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項の置換え

- BC8 当審議会は、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告の複雑性の低減」に対するコメントを本公開草案「ヘッジ会計」の審議の基礎として使用した。審議中に当審議会は、作成者、監査人及び財務諸表の利用者との接触も行い、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項に関する意見を求めた。当審議会のアウトリーチの目的は、関係者が IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項をどのように見ているのかを理解すること、及び一般的な実務上の問題に関する情報を得ることであった。特に努力したのは、利用者がヘッジをどのように見ているのか及び企業のヘッジ活動が彼らの分析と意思決定にどのように影響するのかについて全体的な理解を得ることであった。
- BC9 財務諸表の利用者は当審議会に、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動にもっと合わせるべきだと述べた。さらに、当審議会のアウトリーチ活動への反応により、ヘッジ会計の包括的な見直しが必要であることが示された。特に、
- (a) ヘッジ対象及びヘッジ手段の適格性 何がヘッジ会計に適格となるかについての IAS 第 39 号の制約により、企業がリスク管理の実務を反映することが不当に妨げられていると多くの人々が考えている。
- (b) 項目グループと純額ポジション ヘッジ会計の適用を、単一のヘッジ手段と単一のヘッジ対象との関係以外の状況にも認めるべきだと多くの人々が考えている。例えば、彼らは、ヘッジ会計の適用を、IAS 第 39 号の制約を超えた項目グループ（すなわち、個々の項目の公正価値変動がグループの全体的な変動と比例的であるという狭い状況に限らず）や純額ポジションのヘッジに認めるべきだと考えている。
- (c) 有効性要件 ヘッジの有効性の判定に関する現行の要求事項は煩雑で、会計上の結果が誤解を招くものとなると多くの人々が考えている。要求事項が制限的すぎる

とともに、恣意的な「明確な境界線」に基づいているからである。

- (d) 指定の取消しと指定 IAS 第 39 号では、ヘッジ会計は(その適用が)選択制であり、かつ、いつでも任意に中止できるために、比較可能性が損なわれていると一部の人は考えている。
- (e) 公正価値ヘッジ会計の仕組み キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジについての IAS 第 39 号の異なる会計処理の仕組みにより、複雑性が増していると一部の人は考えている。
- (f) 表示及び開示 現行の開示要求では財務諸表において企業のリスク管理活動に関する十分な情報を提供しておらず、会計処理に重点を置きすぎていて、理解可能性や有用性が限定されていると一部の人は考えている。

BC10 当審議会は、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの本フェーズ及び第 2 フェーズを 2011 年前半に完了させる予定である。

ヘッジ会計の目的と範囲

ヘッジ会計の目的

BC11 ヘッジ会計は、IFRS における通常の認識及び測定の実要求事項の例外である。例えば、IAS 第 39 号のヘッジ会計のガイダンスは次のことを認めている。

- (a) そうでなければ認識されない項目の認識 (例えば、確定約定)
- (b) 通常要求される測定基礎とは異なる基礎での項目の測定 (例えば、公正価値ヘッジのヘッジ対象の測定の調整)
- (c) キャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ手段の公正価値変動のその他の包括利益での繰延べ。こうした公正価値変動は、ヘッジ会計でなければ純損益に認識される (例えば、可能性の非常に高い予定取引のヘッジ)。

BC12 当審議会は、ヘッジ会計は例外ではあるが、多くの場合、ヘッジ会計を適用しない通常の要求事項でもたらされる情報は有用な情報を提供しないか又は重要な情報を省略しているという証拠もあることに留意した。したがって当審議会は、ヘッジ会計は維持すべきであると結論を下した。

BC13 当審議会の考えでは、ヘッジ会計を首尾一貫して適用するには、企業がどのような場合に、またどのような方法で次のことを行うべきなのかを示す目的が必要となる。

- (a) IFRS における一般的な認識及び測定の実要求事項を覆すこと (すなわち、企業はど

のような場合にどのような方法でヘッジ会計を適用すべきか)

(b) ヘッジ関係の有効部分と非有効部分を認識すること(すなわち、利得及び損失をどのような場合にどのような方法で認識すべきか)

BC14 審議中に当審議会は、ヘッジ会計について2つの考え得る目的を検討した。企業が次のことを行うべきだというものである。

(a) 企業のリスク管理と財務報告との間の関連を示す。ヘッジ会計はヘッジ手段の背景を伝え、それによりそれらの目的と効果についての洞察が得られる。

(b) デリバティブ(又は他のヘッジ手段)の会計処理とヘッジ対象の会計処理との間の認識及び測定上の不合理を最小限にし、キャッシュ・フロー・リスクを最小限にするために使用されたデリバティブであるヘッジ手段に係る利得又は損失の認識の時期をうまく取り扱う。

BC15 しかし、当審議会は両方の目的を棄却した。当審議会は、企業のリスク管理と財務報告とを結び付けるといった目的は大まかすぎると考えた。リスク管理活動とは何を指しているのかが十分に明確ではない。反対に、当審議会は、会計上の不合理に焦点を当てた目的では狭すぎると考えた。これでは、ヘッジ会計がなぜ行われているかではなく、ヘッジ会計の仕組みに焦点を当てることになる。

BC16 したがって、当審議会は、この2つの目的の要素を組み合わせた目的を使用することにした。当審議会は、提案しているヘッジ会計の目的案は、企業のリスク管理活動に焦点を当てた原則主義のアプローチの一般的な表現を反映していると考えている。さらに、この目的は、リスク管理活動に関連した個々の資産及び負債の影響を反映した財政状態計算書及び包括利益計算書にも焦点を当てている。

オープンポートフォリオ

BC17 実務上、リスク管理は、リスク・エクスポージャーの評価を継続的にかつポートフォリオのレベルで行うことが多い。リスク管理戦略は、エクスポージャーをヘッジする計画対象期間(例えば、2年間)を設けることがよくある。したがって、時が経過するにつれて、新たなエクスポージャーがヘッジ対象ポートフォリオに連続的に加えられていき、他のエクスポージャーはそこから除去される。

BC18 オープンポートフォリオのヘッジは、こうしたヘッジの会計処理に複雑性を持ち込む。それらを一連の短期のクローズドポートフォリオとして扱う(すなわち、以前のクローズドポートフォリオの項目について定期的に指定の取消しを行い、改訂後のクローズドポートフォリオの項目を再指定する)ことにより変化に対応することが考えられる。しかし、これは、追跡作業、ヘッジ調整の償却、その他の包括利益に繰り延べた利得又は

損失の組替に関する複雑性を生じさせる。さらに、こうした会計処理を、リスク管理の観点からエクスポージャーを見ている方法(ヘッジのポートフォリオをもっと頻繁に(例えば、毎日)見直す場合もある)と合わせることは実務上可能ではない。

- BC19 クローズドなヘッジ対象ポートフォリオとは、当該ポートフォリオの中の項目の追加、除外又は入替えが、それぞれの変更を新しいポートフォリオ(又は新しい階層)への移行として処理することによってしかできないヘッジ対象ポートフォリオである。ヘッジ関係により、その特定のヘッジ関係を構成するヘッジ対象が特定される。
- BC20 当審議会は、オープンポートフォリオ又は「マクロ」ヘッジ(すなわち、ポートフォリオを合算したレベルでのヘッジ)を本公開草案の一部としては取り扱わないことを決定した。当審議会は、ヘッジ会計を、クローズドポートフォリオの総額又は純額ポジションを構成する項目グループの文脈でのみ考慮した(その場合、ヘッジ対象及びヘッジ手段の追加又は除外は、ヘッジ関係の指定取消し及び再指定によって行うことができる)。BC156 項から BC182 項参照。当審議会は、オープンポートフォリオのヘッジ会計に関する提案の検討を続けている。
- BC21 このため、本公開草案は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ会計に関する IAS 第 39 号の要求事項の置換えを提案していない。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資に係るヘッジ会計

- BC22 IFRS 第 9 号に従って、企業は当初認識時に、資本性金融商品への一部の投資の公正価値の事後的変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択ができる。こうした金融商品についてその他の包括利益に認識した金額は、純損益への振替を行わない。しかし、IAS 第 39 号では、ヘッジ関係を、ヘッジされるエクスポージャーが純損益に影響を与える可能性のあるものと定義している。したがって、企業は、ヘッジされるエクスポージャーがその他の包括利益に影響を与えるが純損益への振替がない場合には、ヘッジ会計を適用できない。そのような振替のみが、ヘッジされるエクスポージャーが最終的に純損益に影響を与える可能性があることを意味するものだからである。
- BC23 当審議会は、ヘッジされるポートフォリオが常に純損益ではなく、純損益かその他の包括利益のいずれかに影響を与える可能性があるものとするように公正価値ヘッジの定義を修正すべきかどうかを検討した。しかし、当審議会には実務上の懸念があった。ヘッジ手段の公正価値変動と、ヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動の対応に関するものである。さらに、当審議会は、関連するヘッジ非有効部分の会計処理方法についても懸念した。これらの懸念に対応するために、当審議会は代替的なアプローチを検討した。

- BC24 当審議会は、ヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動がヘッジ手段の公正価値の変動よりも大きい場合に、ヘッジ非有効部分をその他の包括利益に残すこととすべきかどうかを検討した。このアプローチは次のような結果となる。
- (a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資の公正価値変動を純損益に振り替えないという IFRS 第 9 号における当審議会の決定と整合的となる。しかし、
- (b) ヘッジ非有効部分を純損益に認識するというヘッジ会計の原則には反する。
- BC25 その反対に、ヘッジ非有効部分を純損益に認識することとした場合には、
- (a) ヘッジ非有効部分を純損益に認識するというヘッジ会計の原則と整合する。しかし、
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして会計処理する資本性金融商品に対する投資に係る利得又は損失を、その他の包括利益から純損益に振り替えることを禁止していることとは矛盾する。
- BC26 当審議会は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資については、現行のヘッジ会計の枠内では達成できないため、ヘッジ会計を禁止することに決定した。他の枠組みを持ち込むことは複雑性を増すこととなる。さらに、当審議会は、新たな例外（すなわち、その他の包括利益と純損益との間の振替は行わないという IFRS 第 9 号の原則に反するか、又はヘッジ非有効部分を純損益に認識するという原則に反する）を、現行の資本性金融商品に対する投資の会計処理の例外措置（すなわち、それらの投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する選択肢）の上に、加えたくはなかった。
- BC27 当審議会は、資本性金融商品に対する投資からの配当が純損益に認識されることに留意した。したがって、このような投資からの予定配当は適格なヘッジ対象となり得る（ヘッジ会計のすべての適格要件を満たした場合）。

ヘッジ手段

適格なヘッジ手段

金融資産に組み込まれたデリバティブ

- BC28 IAS 第 39 号では、混合金融資産及び金融負債に組み込まれた密接に関連しないデリバティブの区分処理（分解）を要求していた。IAS 第 39 号に従えば、区分されたデリバティブはヘッジ手段として適格である。IFRS 第 9 号に従うと、混合金融資産は全体として（すなわち、組込デリバティブを含めて）償却原価か又は純損益を通じて公正価値で測

定される。組込デリバティブの区分処理は認められていない。

- BC29 IFRS 第 9 号について行われた決定を踏まえて、当審議会は、金融資産に組み込まれたデリバティブをヘッジ手段としての指定に適切とすべきかどうかを検討した。当審議会は 2 つの代替案を考慮した。
- (a) 企業は、デリバティブ部分をヘッジ手段に指定するための目的で組込デリバティブを区分することを選択できる。
- (b) 企業は、混合金融資産の組込デリバティブに対応するリスク要素をヘッジ手段として指定できる。
- BC30 当審議会は、両方の代替案を棄却した。したがって当審議会は、金融資産に組み込まれたデリバティブ要素をヘッジ手段に適切とすることを認めないことを提案している（たとえ、純損益を通じて公正価値で測定する混合金融資産の不可分な一部となり得るもので、全体をヘッジ手段として指定できるものであっても BC40 項参照）。当審議会の決定の理由は以下に要約している。
- BC31 ヘッジ会計の目的で組込デリバティブの区分処理を企業に認める場合には、ヘッジ手段としての適格性の観点から IAS 第 39 号の（区分経理の）要求事項を維持することとなる。しかし、当審議会は、IAS 第 39 号で組込デリバティブを区分処理していた論拠は、リスク管理活動を反映することではなく、むしろデリバティブの認識及び測定に関する要求事項を企業が回避することを防ぐことであったことに留意した。したがって、当審議会は、混合金融資産について組込デリバティブの区分処理を再び導入することは、この考え方がヘッジ会計の考慮を対象としたものではないため、ヘッジ会計の問題に対処する適切な手段ではないと考えた。
- BC32 当審議会は、区分された組込デリバティブを IAS 第 39 号に従ってヘッジ手段に指定することが、実務上さほど一般的ではないことにも留意した。したがって当審議会は、組込デリバティブに関する複雑性を再び作り出すことは適切でないと考えた。それが生み出す結果は、実務上一般的な状況を対象としたものでなく、一般的な状況に適用できるものでもないアプローチに過ぎない。
- BC33 これに代えて、混合金融資産のリスク要素をヘッジ手段に指定することを企業に認めれば、企業がリスク管理活動の結果をより正確に示せるようになる。しかし、このようなアプローチはヘッジ会計プロジェクトの範囲の大幅な拡張となる。当審議회가、ヘッジ手段を要素に分解する方法に関する疑問に対処することが必要となるからである。首尾一貫させるためには、非金融商品項目（例えば、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の非金融負債で通貨又はコモディティ要素があるもの）に関して同様に疑問に対処する必要がある。当審議会は、ヘッジ会計プロジェクトの範囲を金融商品の範囲を

超えて拡大したくはない。この代替案を探求した場合の結果が非常に不確実で、他の基準の見直しが必要となる可能性があり、本プロジェクトが大幅に遅延する可能性がある。

非デリバティブ金融商品

- BC34 ヘッジ会計は、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、指定されたヘッジ対象のヘッジされているリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動をどのように相殺しているかを、それが企業のリスク管理戦略を反映している場合に、示すものである。
- BC35 IAS 第 39 号は、非デリバティブ金融資産と非デリバティブ金融負債（例えば、外貨建の貨幣性項目）をヘッジ手段として指定することを、為替リスクのヘッジについてのみ認めている。外貨建の非デリバティブ金融資産又は負債を IAS 第 39 号に従って為替リスクのヘッジとして指定することは、ヘッジ関係におけるヘッジ手段のリスク要素を指定することに相当する。この為替リスク部分は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って算定される。為替リスク部分は IAS 第 21 号の外貨換算の要求事項に従って算定されるため、参照により金融商品の基準に組み込むためにすでに利用可能である。したがって、為替リスク部分をヘッジ会計目的で利用することを認めるのに、ヘッジ会計モデルの中でのリスク要素について独立の追加的な要求事項は必要とならない。
- BC36 非デリバティブ金融商品のリスク要素への分解を、為替リスク以外について認めないことは、それらの金融商品に関するヘッジ会計を達成する可能性への影響がある。これは、ヘッジされているリスクに関連していない現金商品の構成要素の影響が、ヘッジ関係から除外できず、そのため有効性判定から除外できないからである。このため、大部分のシナリオでは、ヘッジ関係が偶然でない相殺を達成できないので、ヘッジ会計の適格要件を満たすことができない。
- BC37 この帰結を踏まえて、当審議会は、非デリバティブ金融商品を為替リスク以外のリスク要素についてヘッジ手段としての指定に適格とすることを認めるべきかどうかを検討した。当審議会は、これを認めるにはデリバティブ以外のヘッジ手段を構成要素に分解するためのアプローチを開発することが必要となることに留意した。BC33 項に示したのと同様の理由で、当審議会はそのようなアプローチを探究しないことを決定した。
- BC38 当審議会は、非デリバティブ金融商品のヘッジ手段としての適格性を為替リスクのヘッジに限定している IAS 第 39 号の要求事項に対する 2 つの代替案も検討した。当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定するもの又は IFRS 第 9 号の他の区分に分類した非デリバティブ金融商品に、すべての種類のリスクのヘッジ（為替リスクのヘッジに限定せず）に関して適格範囲を拡大するかどうかを検討した。
- BC39 当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の区分の非デリバティブ金融

商品に適格範囲を拡大すると、運用上の問題が生じるとともに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資にヘッジ会計の適用を認めないという決定（BC26 項参照）と不整合となることに留意した。

- BC40 しかし、当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に適格範囲を拡大することは、全体（リスク要素ではなく）を指定するのであれば、当該金融商品の測定基礎を変更する必要を生じないことに留意した。当審議会は、適格範囲をこれらの金融商品に拡大することにより、IFRS 第 9 号の分類モデルとより密接に合致することとなり、新しいヘッジ会計モデルが将来出現する可能性のあるヘッジ戦略にもっとよく対応できるようになるであろうことにも留意した。したがって、当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品も、その全体をヘッジ手段として適格とすることを提案している（リスク要素のベースでの為替リスクのヘッジに加えてである BC35 項参照）。

ヘッジ手段としての社内デリバティブ

- BC41 企業は、営業活動の構造やヘッジの性質に応じて異なるリスク管理目的を採用する場合がある。一部の企業は、集中化した財務部門その他の機能を使用し、そこでエクスポージャーの識別やグループ内のさまざまな企業の負担しているリスクの管理を行っている。他方、分権化したリスク管理アプローチを採用し、グループ内の企業について個々にリスクを管理している場合もある。また、これら 2 つのアプローチの組合せを採用している企業もある。
- BC42 社内デリバティブは、通常、グループのリスク・エクスポージャーを集約（多くの場合、純額ベースで）して、企業がそれによる連結上のエクスポージャーを管理できるようにするために使用されている。しかし、IAS 第 39 号は基本的に 1 対 1 のヘッジ関係を扱うように設計されている。そこで、リスク管理と会計処理を合致させる方法を追求するために、当審議会は社内デリバティブをヘッジ手段としての指定に適格とすべきかどうかを検討した。しかし、当審議会は、社内デリバティブのヘッジ手段としての適格性は、リスク管理とヘッジ会計との不一致の根本原因ではないことに留意した。むしろ、課題となるのは、ヘッジ会計を項目グループ及び純額ポジションについて運用可能なものとする方法である。
- BC43 当審議会は、リスクの最小化又は変換は、一般的に、報告企業の外部者へのリスクの移転となる場合にのみ意味があることに留意した。報告企業内でのリスクの移転は、報告企業全体の観点から見たリスク・エクスポージャーを変えるものではない。これは、連結財務諸表の原則と整合的である。
- BC44 例えば、ある子会社が金利スワップを使って変動金利の資金調達のキャッシュ・フロー金利リスクをグループの財務センターに移転するかもしれない。その財務センターは、

そのエクスポージャーを保持する(グループの外部者との取引でヘッジするのではなく)ことにするかもしれない。その場合、子会社単体のキャッシュ・フロー金利リスクは移転されている(このスワップは子会社の観点からは外部のデリバティブである)。しかし、グループの連結上の観点からは、キャッシュ・フロー金利リスクは変わっておらず、グループの異なる部門間で再配分されただけである(このスワップは、グループの観点からは社内デリバティブである)。

- BC45 したがって、当審議会は、社内デリバティブは報告企業の財務諸表において適格なヘッジ手段とすべきではないと提案している(例えば、連結財務諸表における連結会社間のデリバティブ)。報告企業が外部者(すなわち、報告企業の外)にリスクを移転するために使用する金融商品を表すものではないからである。これは、IAS 第 39 号の関連する要求事項を維持することを意味する。

ヘッジ手段としての連結会社間の貨幣性項目

- BC46 IAS 第 39 号によれば、IAS 第 21 号に従った連結財務諸表上の連結会社間の貨幣性項目の換算から生じた差額は、ヘッジ対象としては適格となり得るが、ヘッジ手段としては適格でない。これは不整合であるように見えるかもしれない。
- BC47 当審議会は、IAS 第 21 号が連結会社間の貨幣性項目の換算により生じる差額の連結包括利益計算書への認識を要求していることに留意した。したがって、当審議会の考えでは、連結会社間の貨幣性項目のヘッジ手段としての適格性の検討には、ヘッジ会計の要求事項の検討と同時に IAS 第 21 号の要求事項の見直しが必要となる。当審議会は、外貨換算に関するプロジェクトを現在アジェンダに入れていないことに留意した。このため、この論点をヘッジ会計のプロジェクトの一部として取り扱うべきではないと決定した。したがって、当審議会は、連結会社間の貨幣性項目を適格なヘッジ手段として認めない(すなわち、IAS 第 39 号における制限を残す)と提案している。

ヘッジ対象

適格なヘッジ対象

デリバティブの指定

- BC48 IAS 第 39 号の適用ガイダンスでは、デリバティブはヘッジ手段としてのみ指定することができ、ヘッジ対象としては指定できない(個別でもヘッジ対象のグループの一部としても)としている。唯一の例外として、IAS 第 39 号の適用指針の AG94 項で、買建オプションをヘッジ対象として指定することを認めている。実務上、これがデリバティブをヘッジ対象として適格とすることを一般的に妨げてきた。同様に、エクスポージャーとヘッジの組合せであるポジション(合計されたエクスポージャー)は、ヘッジ対象と

して適格ではない。IAS 第 39 号に付属する適用ガイダンスが、デリバティブ（又はデリバティブを含んだ合計されたエクスポージャー）をヘッジ対象として指定することを認めていない論拠を示している。ここでは、デリバティブは常に売買目的で保有されているものとみなされ、公正価値で測定して利得又は損失を純損益に認識すると述べている（ヘッジ手段に指定されている場合を除く）。

- BC49 しかし、この論拠は、一部の買建オプションを、当該オプションが単独のデリバティブであるか組込デリバティブであるかに関係なくヘッジ対象として適格とすることを認めている例外を考えると、正当化が困難である。単独の買建オプションがヘッジ対象となり得るのであれば、合計されたエクスポージャーの一部であるデリバティブをヘッジ対象の一部とすることを禁止するのは恣意的である。多くの人々が、デリバティブをヘッジ手段として指定することの禁止についての同様の懸念を、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」へのコメントにおいて提起した。
- BC50 当審議会は、企業は、例えば、金利リスクと為替リスクを生じる取引を行うことを経済的に要求される場合があることに留意した。これら 2 つのエクスポージャーを同時に期間全体について一緒に管理することもできるが、当審議会は、企業は金利リスクと為替リスクについて異なるリスク管理戦略を使用することが多いことに留意した。例えば、外貨建の 10 年の固定金利債務について、企業が当該負債性金融商品の期間全体の為替リスクをヘッジするが、その機能通貨における固定金利エクスポージャーを短期又は中期（例えば、2 年）のみとし、満期までの残り期間については機能通貨における変動金利エクスポージャーとする必要があるかもしれない。2 年ごとの期末に（すなわち、2 年ごとの更新で）、企業は次の 2 年間の金利エクスポージャーを固定する（金利が、企業が固定したいと考える水準である場合）。こうした状況では、企業が 10 年の固定から変動への金利通貨スワップを締結して、固定金利の外貨建債務を変動金利の国内通貨建債務と交換するのが一般的である。これに 2 年の国内金利スワップ（国内通貨ベースで、変動金利債務を固定金利債務に交換する）が重ねられている。実質上、固定金利の外貨建債務と 10 年の固定から変動への金利通貨スワップの組合せは、リスク管理の目的上は、国内の 10 年の変動金利債務と見られる。
- BC51 したがって、当審議会は、合計されたエクスポージャーが、デリバティブの性格を有する金融商品を含めることによって作り出されているという事実は、それ自体では、その合計されたエクスポージャーのヘッジ対象としての指定を妨げるものとするべきではないと結論を下した。

ヘッジ対象の指定

リスク要素の指定

- BC52 IAS 第 39 号は、リスク要素のヘッジ対象としての指定の利用可能性を、その要素を含ん

だ項目の種類によって区別している。

- (a) 金融商品項目については、リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、企業はそのリスク要素を指定することができる。
- (b) 非金融商品項目については、企業は為替リスクのみをリスク要素として指定できる。

- BC53 非金融商品項目のリスク要素は、契約上明示されている場合であっても、IAS 第 39 号に従えば適格でないリスク要素である。この制限を IAS 第 39 号に含めた論拠は、非金融資産及び非金融負債のリスク要素（一部分）を為替リスク以外のリスクについてヘッジ対象として指定することを認めると、ヘッジ対象の識別と有効性テストの原則を危うくするというものである。その一部分を非有効部分が全く生じないように指定することが可能となってしまうからである。
- BC54 IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルは、項目全体を会計処理単位の初期値として使用し、そこからその項目全体の中のどのリスク要素がヘッジ関係における指定に利用可能なのかを定めるルールを示している。これにより多くのリスク管理戦略とヘッジ会計の要求事項との不一致が生じてきた。その結果として、リスク管理の目的上は通常のアプローチであるものが、ヘッジ会計の要求事項では例外として扱われている。
- BC55 ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に寄せられたコメントの多くは、非金融商品項目に係るリスク要素の指定の禁止を批判していた。これは当審議会のアウトリーチ活動の間に指摘された最も共通した論点でもあった。
- BC56 当審議会は、IAS 第 39 号における結論（非金融資産と非金融負債をヘッジ対象として適格とすることを認めると、ヘッジ対象の識別と有効性テストの原則を危うくする）は、すべての状況で適切なわけではないことに留意した。再審議の一環として、当審議会は、リスク要素が次のものである場合にヘッジ対象としての指定に適格とすべきかどうかを検討した。
- (a) 契約上明示されている場合
 - (b) 契約上明示されていない場合
- BC57 契約上明示されているリスク要素は、契約の価格算定要素の通貨金額を、他の価格算定要素とは独立に（したがって、非金融商品項目全体とは独立に）決定する。したがって、これらの構成要素は独立に識別可能である。当審議会は、例えばベンチマーク商品価格などを参照している価格算定式の多くが、当該リスク要素についてベンチマーク価格と比較してギャップ又は不揃いがないようにする方法で設計されていることに留意した。したがって、そのリスク要素への参照により、エクスポージャーはベンチマークを基礎数値とするデリバティブを使って経済的に完全にヘッジすることができる。これは、リ

スク要素ベースのヘッジ有効性判定が、取引の基礎となる経済的実態を正確に反映していることを意味する。

BC58 しかし、多くの場合、リスク要素は公正価値又はキャッシュ・フローの明示的な一部分ではない。それでもなお、多くのヘッジ戦略が、契約上明示されていない場合でも構成要素のヘッジを伴っている。ヘッジに構成要素アプローチを使用することについて、次のものを含めて、さまざまな論拠がある。

- (a) 適切なヘッジ手段がないため、項目全体をヘッジすることができない。
- (b) 全体をヘッジするよりも単一の要素を個々にヘッジした方が安上がりである（例えば、リスク要素には活発な市場があるが、項目全体については存在しないため）。
- (c) 企業が、公正価値又はキャッシュ・フローのリスクの特定の部分だけをヘッジするという意識的な決定を行っている（例えば、リスク要素のうち1つが特に変動性が高いので、ヘッジのコストを正当化できるため）。

BC59 当審議会がアウトリーチ活動から学んだことであるが、企業は非金融商品項目のリスク要素（為替リスク以外）の多くを十分な信頼性をもって識別し測定することができる。適切なリスク要素（契約上明示されていない場合）は、そのリスクに関する特定の市場構造の文脈でのみ決定できる。したがって、適切なリスク要素の決定には、関連する事実及び状況の評価（すなわち、関連する市場の入念な分析及び知識）が必要となる。当審議会は、その結果として、非金融商品項目の適格なリスク要素を決定するための「明確な境界線」はないことに留意した。

BC60 したがって、当審議会は、リスク要素（契約上明示されているものと契約上明示されていないものの両方）が独立して識別可能で信頼性をもって測定可能である限り、ヘッジ対象としての指定に適格とすることを提案している。この提案は、非金融商品項目のリスク要素の適格性を、IAS 第39号における金融商品項目に合わせることとなる。

「片側」リスク要素の指定

BC61 IAS 第39号では、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち、特定の価格又はレートを上回るか又は下回る部分のみ（片側リスク）を企業が指定することを認めている。例えば、企業がある金融商品の特定の種類のリスク（例えば、金利リスク）のうち事前に決めた水準（例えば、5%超）に対するエクスポージャーを、金利キャップを使ってヘッジするかもしれない。この場合、企業は特定の種類のリスクの一部をヘッジしている（すなわち、5%を超える金利エクスポージャー）。

BC62 さらに、当審議会は、片側リスク・エクスポージャーをヘッジするのは一般的なリスク管理活動であることに留意した。当審議会は、片側リスクのヘッジに関する主要な論点

が、ヘッジ手段としてのオプションの利用であることにも留意した。したがって、当審議会は、IAS 第 39 号と同様に、片側リスク要素のヘッジ対象としての指定を認めることを提案しているが、オプションの時間的価値の会計処理を再検討することも決定した（BC143 項から BC155 項参照）。

名目金額の比例部分の指定

- BC63 当審議会は、名目金額の構成要素は通常は識別可能であることに留意した（それらは金融商品の合計キャッシュ・フローの数量化可能な名目部分である）。例えば、既知の金額の比例部分（例えば、貸付金の名目金額の 50%）は、その貸付金のすべての性質を含んでいる。言い換えれば、その 50% 部分の価値及びキャッシュ・フローの変動は、当該金融商品全体の変動の半分である。
- BC64 当審議会は、名目金額の比例部分が多く異なるリスク管理戦略の基礎となっており、実務上一般的にヘッジされている（多くの場合、リスク要素と組み合わせて）ことに留意した。当審議会は、ヘッジ関係の有効性が測定できる場合には、企業が名目金額の比例部分をヘッジ対象として指定することを認めるべき（IAS 第 39 号と同様に）だと結論を下した。

名目金額の階層部分の指定

- BC65 IAS 第 39 号は、ヘッジ対象として指定された予想される取引（予定取引）を十分に特定した識別と文書化を行い、取引の発生時にその取引がヘッジ対象取引なのかどうかを明確となるようにすることを企業に要求している。その結果、IAS 第 39 号では、予定取引を名目金額の「階層」部分として識別することを認めている。例えば、特定の月の石油の購入のうち最初の 100 バレル（すなわち、合計の石油購入数量の中の階層）である。このような指定は、ヘッジ対象に関し金額又は時期についての何らかの不確実性があるという事実に対応するものである。この不確実性は、ヘッジされた数量が発生する限りにおいては（どの特定の個別項目がその数量を構成するのには関係なく）、ヘッジ関係に影響を与えない。
- BC66 当審議会は、同様の考慮が一部の状況における現存する取引のヘッジにも当てはまるかどうかを検討した。例えば、確定約定にも次のような不確実性があるかもしれない。
- (a) 早期終了オプションの付いた契約は、満期前に終了となるかもしれない。
 - (b) 契約が契約違反により解約されるかもしれない（すなわち、不履行）。
- BC67 予想される取引と現存する取引の両方に不確実性があることから、当審議会は、名目金額の階層部分を指定する目的でこうした取引を区別することはしないことを決定した。
- BC68 当審議会は、名目金額の比例部分をヘッジ対象として指定した場合、名目金額の階層部

分をヘッジ対象として指定した場合と比較して、異なる会計上の結果が生じる可能性があることに留意した。名目金額の構成要素の指定が企業のリスク管理戦略と合致しない場合には、財務諸表の利用者に誤解を生じさせるか又は有用性の低い情報を提供する結果となるおそれがある。

- BC69 当審議会の考えでは、ヘッジ対象を名目金額の階層部分として指定することが適切な場合があるかもしれない。したがって、当審議会は、名目金額の階層部分のヘッジ対象としての指定を認めることを提案している（予想される取引及び現存の取引について）。当審議会は、期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として適格ではないと決定した。当審議会は、期限前償還オプションの公正価値が、ヘッジされるリスクに対応して変動する場合には、階層アプローチは独立に識別可能でないリスク要素を識別することに等しくなることに留意した（ヘッジされるリスクに起因する期限前償還オプションの価値の変動は、ヘッジ有効性が測定される方法の一部ではないからである）。

ある項目の構成要素と会計キャッシュ・フローとの関係

- BC70 IAS 第 39 号は、企業が利付資産又は負債の LIBOR 部分を指定することを、当該金融商品の LIBOR に対するスプレッドがゼロ又は正である場合に認めている。金利が LIBOR 未満である（又は明らかに LIBOR を下回る参照金利に連動している）利付負債性金融商品を企業が有している場合には、企業は、当該負債性金融商品に係る実際のキャッシュ・フローを超える LIBOR キャッシュ・フローを仮定するような、LIBOR リスク要素に基づくヘッジ関係を指定することができない。しかし、LIBOR に対するスプレッドが負の資産又は負債について、企業はヘッジ対象のキャッシュ・フローのすべてを LIBOR 金利リスクについて指定することにより、ヘッジ会計を達成できる可能性がある（これは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを超過するキャッシュ・フローを仮定する LIBOR 要素の指定とは異なる）。
- BC71 企業（特に銀行）が LIBOR 未満の資金調達（LIBOR からスプレッドをマイナスした表面金利又はそれに相当する固定金利）を利用している場合、負のスプレッドは借手にとっての正のマーヅンを表す。これは、銀行は平均的に銀行間市場での資金調達について LIBOR を支払っているからである。これが生じる別の例は、参照金利が LIBOR と高い相関があり、参照指標への資金提供者の信用リスクが LIBOR に比べて良好であることにより負のスプレッドが生じる場合である。ヘッジ関係に入る際に、企業は価格が LIBOR 未満の取引の等質なグループについての金融商品を（合理的なコストで）入手することができない。したがって、このような企業は LIBOR を基礎数値とする金融商品を使用する。

- BC72 当審議会のアウトリーチ活動の間に寄せられたコメント（BC8 項参照）が示していたのは、一部の人は、金融商品の実際のキャッシュ・フローを超過するようなキャッシュ・フローを仮定するリスク要素の指定も、ヘッジ対象がベンチマーク金利に対して負のспレッドを有している状況においては、リスク管理を反映すると考えているということである。それらの関係者は、LIBOR リスクをベンチマーク部分としてヘッジすることを可能にして、спレッドを負の残余部分として扱うべきだと考えている。彼らは、LIBOR（又は相関のある指標）に起因するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーを、LIBOR スワップを使用してヘッジしていると主張している。
- BC73 当審議会は、リスク管理の目的上、企業は通常、金融商品の実効金利をヘッジしようとするのではなく、LIBOR に起因するキャッシュ・フローの変動可能性の変動をヘッジしようとしていることに留意した。これを行うことにより、こうした企業は、金利リスクを管理し、LIBOR が負のспレッドの絶対値を下回らない限り、マージンを一定期間にわたり固定する。このリスク管理戦略は、LIBOR 関連の金利リスクについて、LIBOR に対するспレッドがゼロ又は正の場合と同様の相殺となる変動を提供する。しかし、LIBOR が負のспレッドの絶対値を下回った場合には、「負の」金利となり、資金調達のコストが市場金利の動きと整合しなくなる（「逆フローター」と同様に）。当審議会は、こうした結果は、関連する経済的現象と整合しないことに留意した。
- BC74 こうした結果を避けるために、当審議会は、指定された構成要素がヘッジ対象の合計キャッシュ・フローを超える場合のリスク要素の指定に関する IAS 第 39 号における制限を残すことを提案している。しかし、当審議会は、特定のリスクについてのある項目のすべてのキャッシュ・フロー（すなわち、当該項目の実際のキャッシュ・フローに関するリスク要素）の指定に基づいて、ヘッジ会計が依然として利用可能であることを強調した（BC70 項参照）。

ヘッジ会計の適格要件

有効性判定

- BC75 IAS 第 39 号に従ってヘッジ会計に適格となるためには、ヘッジはきわめて有効でなければならない（予想及び過去の両方について）。したがって、企業は各ヘッジ関係について 2 つの有効性判定を行わなければならない。事前の判定は、ヘッジ関係が将来において有効であるという予想を裏付けるものである。事後の判定は、ヘッジ関係が当報告期間において有効であったことを判断するものである。事後の有効性判定はすべて、定量的な方法で行うことが要求されている。しかし、IAS 第 39 号は、ヘッジ有効性の判定について特定の方法を明示していない。
- BC76 「きわめて有効」という用語は、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動

とヘッジ期間中のヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動との間の相殺を、ヘッジ関係がどの程度達成しているかを指す。IAS 第 39 号は、相殺が 80%から 125%の範囲にある場合にはヘッジをきわめて有効とみなしている。

BC77 アウトリーチ活動（BC8 項参照）の間に、当審議会は次のことを知った。

- (a) 多くの人々が、IAS 第 39 号における有効性判定は恣意的で、煩雑で適用が困難だと考えている。
- (b) その結果、ヘッジ会計とリスク管理戦略との間の結び付きがほとんど又は全くないことが多い。
- (c) ヘッジ関係が 80%から 125%の範囲の外にある場合にはヘッジ会計が達成されないため、企業のリスク管理の文脈ではヘッジ会計が理解しにくくなっている。

ヘッジ有効性判定の目的

BC78 伝統的に、会計基準設定主体はヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるための高い閾値を設けてきた。当審議会は、これによりヘッジ会計が恣意的で煩雑なものとなっていることに留意した。さらに、80%から 125%という恣意的な「明確な境界線」のためにヘッジ会計とリスク管理とが切断されている。このため、ヘッジ会計の結果を財務諸表の利用者に説明することが困難になっている。これらの懸念に対応するため、当審議会は、IAS 第 39 号の 80%から 125%という明確な境界線の代わりに、ヘッジ有効性を判定するための目的を基礎としたモデルを提案することを決定した。

BC79 再審議の間に、当審議会は当初、どのヘッジ関係がヘッジ関係に適格となるのかを決定するための目的を基礎とした判定を検討した。当審議会の意図は、判定は特定の水準のヘッジ有効性に基づくものとするべきではないということであった。当審議会は、IAS 第 39 号における判定の恣意的な結果を避けるためには、明確な境界線を単に動かすのではなく、取り除かなければならないと決定した。当審議会の考えでは、ヘッジ有効性判定の目的は、ヘッジ会計が相殺の考え方にに基づいていることを反映すべきである。

BC80 当審議会が当初に検討したアプローチに従えば、有効性判定は、偶然の相殺を識別してそのような状況でヘッジ会計をさせないようにすることだけを目的としていた。この判定は、リスク管理の目的に合致することが期待できるかどうかを確かめるための、ヘッジ期間中のヘッジ関係の生じ得る動きの分析を基礎とする。したがって、当審議会は、提案したアプローチは、ヘッジ会計とリスク管理の実務との間の関係を強化するものと考えている。

BC81 しかし、当審議会は、この当初に検討したアプローチは厳格さが十分ではないかもしれ

ないことを懸念した。明確なガイダンスがないと、企業は適切でないヘッジ関係を指定するおそれがあるからである。そうしたヘッジ関係は、もっと適切なヘッジ関係の指定をすれば避けられる系統的なヘッジ非有効部分を生じ、したがって偏ったものとなる。当審議会は、IAS 第 39 号における 80% から 125% の明確な境界線は、偏った結果をもたらすヘッジ比率を企業が選択する場合にはトレードオフを生じさせる。その結果は非有効部分の増大の代償として得られたものであり、範囲の外に出てしまうリスクを高めるからである。しかし、当審議会は、80% から 125% の範囲が自らの提案により削除されることに留意した。したがって、当審議会は、当初の有効性判定の目的を拡大してヘッジ比率に重点を置くようにすることを決定した。したがって、ヘッジ関係の有効性判定の目的は、偏りのない結果を生じ予想される非有効部分が最小限となるように企業がヘッジ関係を指定することである。

- BC82 当審議会は、多くの種類のヘッジ関係が、除去できない非有効部分を不可避免的に伴うものであることに留意した。例えば、企業が費用効果の高いヘッジ関係を達成するために受け入れているベースス・リスクにより、非有効部分が発生する可能性がある。したがって、企業がヘッジ関係を設定する際には、ヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象の価値の変動を系統的に上回るか又は下回るという予想があってはならない。その結果、ヘッジ関係は、ヘッジ対象とヘッジ手段のウェイト付けの意図的なミスマッチを含むような方法で設定すべきではない（会計処理の目的上）。

ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定の頻度

- BC83 当審議会の提案したヘッジ有効性の要求の帰結として、当審議会は、ヘッジ有効性の要求が満たされているかどうかの判定を、どの程度の頻度で行うべきかを検討した。当審議会は、企業はこの判定をヘッジ関係の開始時に行うべきだと決定した。ヘッジ関係の開始時において、企業は、ヘッジ関係が偏りのない結果をもたらす予想されるヘッジ非有効部分を最小限にすること、及びヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動との間の予想される相殺が偶然のものではないことを証明すべきである。
- BC84 さらに当審議会は、ヘッジ有効性の要求が（依然として）満たされているかどうかを企業が継続的に判定すべきかどうかを検討した。これは、提案したヘッジ有効性の要求はヘッジ関係の期間を通じて満たされているべきだからである。
- BC85 提案している有効性の要求のさらに進んだ帰結は、状況の変化があった場合に、ヘッジ有効性判定の目的に引き続き合致するためにヘッジ関係の調整が必要となるかもしれないことである（BC106 項から BC111 項参照）。したがって、当審議会は、ヘッジ比率の再判定を、各報告期間の期首又は有効性判定の根拠となる状況の重大な変化があった時のいずれか早い時点で行うべきだと結論を下した。

ヘッジ有効性の判定方法

- BC86 ヘッジ関係の有効性を判定するために用いる方法は、ヘッジ有効性判定の目的が達成されていることを証明するのに適したものである必要がある。当審議会は、ヘッジ関係の有効性の判定を、定性的に行うべきなのか定量的に行うべきなのかを検討した。
- BC87 ヘッジ関係は、次の性質のいずれかを有しており、それがヘッジ有効性判定の複雑性に影響を与える。
- (a) ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか又は密接に合致している。ヘッジ手段又はヘッジ対象の重要な条件又は信用リスクに重大な変化がない場合には、ヘッジ有効性は通常は定性的判定により決定することができる。
 - (b) ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しておらず、かつ、密接に合致してもない。こうしたヘッジ関係は、相殺の程度についての高いレベルの不確実性が伴い、ヘッジ期間中のヘッジの有効性の評価はより困難となる。
- BC88 定性的なヘッジ有効性判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件の比較を用いる(例えば、一般に「重要な条件の一致」アプローチと呼ばれるもの)。当審議会の考えでは、目的を基礎とした有効性判定の文脈においては、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているか又は密接に合致しているヘッジ関係については、有効性を定性的に判定することが適切な場合がある。
- BC89 しかし、ヘッジ関係の定性的な判定は、他の状況においては定量的判定ほど有効ではない。例えば、ヘッジ関係の生じ得る動きを分析する際に、ヘッジ対象の重要な条件がヘッジ手段とあまり密接に合致していないことにより、相当程度の潜在的な非有効性を伴う場合には、将来の相殺の程度については不確実性のレベルが高く、定性的アプローチを用いて決定することは困難である。当審議会は、こうした状況では定量的判定の方が適切となると考えている。
- BC90 定量的な判定又はテストには、広範囲のツール及び技法が含まれる。当審議会は、適切なツール又は技法の選択は、ヘッジの複雑性、データの利用可能性及びヘッジ関係における相殺の不確実性のレベルに左右されることに留意した。ヘッジ有効性の判定に使用される判定の種類及び方法は、ヘッジ関係の関連する性質に応じて決まる。したがって、当審議会は、企業はヘッジ関係の有効性の判定を、ヘッジ関係の関連する特性と非有効部分の潜在的な発生原因とに応じて、定性的又は定量的に行うべきであると提案している。しかし、当審議会は、ヘッジ有効性の判定の具体的な方法を指示することは提案しないことを決定した。

適格ヘッジの会計処理

契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払が目的である事業モデルの中で保有している金融商品

- BC91 当審議会は、契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払が目的である事業モデルの中で保有している金融商品（IFRS 第 9 号で説明しているように、契約上のキャッシュ・フローのベースで管理されている）のヘッジ会計への適格性を検討した。当審議会は、金利リスクの公正価値ヘッジに焦点を当てた。他のリスク（例えば、信用リスクや為替リスク）は、回収されるか又は支払われるキャッシュ・フローに影響を与えるものであり、ヘッジ会計の適用が適切と思われるからである。もっと具体的には、当審議会は、公正価値ヘッジを行いたいと希望していることが、当該金融商品が契約上のキャッシュ・フローのベースで管理されているかどうか疑問を生じさせるものと見ることができるかどうかについて懸念した。ある金融商品が契約上のキャッシュ・フローのベースで管理されている場合には、企業の事業モデルの目的は、当該金融商品を保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する（又は支払う）ことであり、契約上の満期の前に公正価値変動を実現するために当該金融商品を売却（又は決済・移転）することではない。したがって、一部の人は、事業モデルの判定の基礎となるアサーションに基づいて、企業はこれらの投資から生じる契約上のキャッシュ・フローにのみ関心を持つべきであり、公正価値の変動に関心を持つべきではないと主張している。
- BC92 当審議会は、金利リスクの公正価値ヘッジが、金融商品が契約上のキャッシュ・フローのベースで管理されていることと矛盾しないいくつかの状況を検討した。一例は、特定の信用度の変動金利資産に投資しようとしているが、望んでいる信用度の固定金利資産しか入手できないという企業の場合である。この企業は、変動金利資産のキャッシュ・フロー特性を、入手可能な固定金利の投資を購入して、当該資産からの固定金利キャッシュ・フローを変動金利キャッシュ・フローに変換する金利スワップを締結することにより、作り出すことができる。当審議会は、それらの例により、会計処理の目的上は公正価値ヘッジであるものが、リスク管理の観点からは、多くの場合、公正価値の変動に対して防御するという戦略ではなく、金利キャッシュ・フローの受取又は支払を固定にするか変動にするかの選択であることが示されたことに留意した。したがって、当審議会は、金利リスクの公正価値ヘッジそれ自体は、金融商品が契約上のキャッシュ・フローのベースで管理されているというアサーションとは矛盾しないという結論を下した。
- BC93 当審議会は、IFRS 第 9 号における金融商品の分類モデルでは、企業は、契約上のキャッシュ・フローのベースで管理している場合であっても、償却原価に適格な金融商品の一部を売却又は移転することができることにも留意した。したがって、当審議会は、公正価値ヘッジ会計を契約上のキャッシュ・フローのベースで管理されている金融商品に

適用できるものとすることを提案している。

確定約定の為替リスクのヘッジ

- BC94 IAS 第 39 号は、確定約定の為替リスクのヘッジについて企業が公正価値ヘッジ会計又はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を選択することを認めている。当審議会は、この選択を引き続き認めるべきかどうかを検討した。
- BC95 当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジのすべてにキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を要求すると、一部の人がその他の包括利益と資本の「人工的な」変動と考えるものが生じることとなることに着目した（BC119 項及び BC120 項参照）。当審議会は、企業にキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を要求すると、「低価」テストが、すでに存在している取引（すなわち、確定約定）に適用されることとなることにも留意した。
- BC96 しかし、当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジのすべてに公正価値ヘッジ会計の適用を要求すると、予定取引の外貨のキャッシュ・フロー・ヘッジが確定約定となる時にヘッジ関係の種類の変更が必要となることにも着目した。これは運用上の複雑性を生じさせる。例えば、これにより非有効部分の測定を「低価」テストから対称的なテストに変更することが必要となる。
- BC97 当審議会は、現存のヘッジ対象（確定約定など）については、為替リスクはヘッジ対象のキャッシュ・フローと公正価値の両方に影響を与えるものであり、二元的な性格があることにも留意した。
- BC98 このため、当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジの会計処理を、キャッシュ・フロー・ヘッジとして行うか公正価値ヘッジとして行うかの選択を引き続き企業に認めることを提案している。

ヘッジ関係の非有効部分の測定

- BC99 ヘッジ有効性の測定はヘッジ手段とヘッジ対象の実績を基礎とするものであるため、当審議会は、ヘッジ非有効部分を両者の価値の変動（貨幣単位金額に基づく）を比較することにより測定すべきだと提案している。

貨幣の時間価値

- BC100 ヘッジ非有効部分を測定する目的は、ヘッジ関係が相殺を達成できなかった部分を純損益に認識することである（キャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ非有効部分の認識に適用される制限がある しばしば「低価」テストと呼ばれる）。
- BC101 当審議会は、ヘッジ手段は公正価値又は償却原価のいずれかによる測定の対象となるが、

両者とも現在価値測定であることに留意した。したがって、首尾一貫させるためには、ヘッジ手段の価値の変動と比較する金額も、現在価値ベースで算定しなければならない。当審議会は、ヘッジ会計はヘッジ手段の測定を変えるものではなく、その帳簿価額を表示する場所を変えるだけであることに留意した。結果として、純損益に認識すべき金額を算定する際のミスマッチを避けるために、ヘッジ対象について同一の基礎(すなわち、現在価値)を使用しなければならない。

BC102 したがって、当審議会は、ヘッジ関係の非有効部分を測定する際には貨幣の時間価値を考慮しなければならないと提案している。

仮想デリバティブ

BC103 当審議会は「仮想デリバティブ」の使用を検討した。これは、ヘッジ対象と重要な条件が正確に一致し、ヘッジ関係の指定時においてアット・ザ・マネーであるようなデリバティブである。当審議会は、仮想デリバティブの使用を、ヘッジ有効性判定とともにヘッジ非有効部分の測定の目的の文脈で検討した。

BC104 当審議会は、仮想デリバティブの目的はヘッジ対象の価値の変動の測定であることに留意した。したがって、仮想デリバティブそれ自体はヘッジ有効性判定や非有効部分測定の方法ではない。むしろ、仮想デリバティブは、ヘッジ関係の有効性の判定又は非有効部分の測定をする他の方法(例えば、統計的手法又はドル・オフセット)のためのインプットを算定する可能な方法の1つである。

BC105 したがって、当審議会は、企業はヘッジ対象の公正価値を計算するために仮想デリバティブを使用できると提案している。これにより、ヘッジ対象の価値の変動が算定でき、それをヘッジ手段の公正価値の変動と比較して、ヘッジ有効性の判定及び非有効部分の測定を行うことができる。当審議会は、この仮想デリバティブの考え方は、それがヘッジ対象の価値の変動を算定する可能な方法の1つであり、その価値変動を別のアプローチで算定した場合でも同じ結果となることを意味するものであることに留意した。

ヘッジ関係のバランス再調整

BC106 IAS 第 39 号は、ヘッジの開始時に予想(文書化)されていなかった調整を既存のヘッジ関係の調整として扱うことを認めていない。IAS 第 39 号は、ヘッジ関係の開始時に予想されていなかった既存のヘッジ関係の調整を、当初のヘッジ関係の中止と新しいヘッジ関係の開始として処理している。当審議会は、これは既存のヘッジ関係への変更を当該関係の継続として会計処理するという考え方がないヘッジ会計モデルから生じたものであることに留意した。

BC107 当審議会は、リスク管理目的はそのままであるが、状況の変化による既存のヘッジ関係の調整があるという状況があることに留意した。例えば、こうした調整は、変化した状

況を考慮してヘッジ関係をリスク管理方針に合わせて再調整するために必要となることが多い。したがって、こうしたヘッジ対象又はヘッジ手段への調整は、当初のリスク管理目的を変えるものではなく、状況の変化によるその実施方法の変更を反映するものである。当審議会は、こうした状況では、改訂後のヘッジ関係を既存のヘッジ関係の中止（ヘッジ会計を達成するためには新たなヘッジ関係の会計処理を行うこととなる）ではなく継続として会計処理すべきだと考えた。当審議会は、ヘッジ関係のこのような調整をバランス再調整と呼ぶこととした。

- BC108 当審議会は、目的を基礎とした新しいヘッジ有効性判定（ヘッジ関係が偏りのない結果をもたらす、予想されるヘッジ有効部分を最小限にすることを確保することを目的とする）の影響についても検討した。当審議会は、状況の変化の内容によっては、この新しいヘッジ有効性判定により、ヘッジ有効性判定が引き続き満たされることを確保するためのヘッジ関係の調整の必要が生じることに留意した。一例は、ベースス・リスクの変化により 2 つの変数の間の関係が変化し、ヘッジ関係が偏った結果（新たな状況下で従来のヘッジ比率を使用した場合に生じる）をもたらすのを防ぐためにヘッジ比率の調整が必要となるような場合である。
- BC109 当審議会は、こうした状況において、当初のリスク管理目的が変わっていない場合には、ヘッジ関係への調整はヘッジ関係の継続として扱うべきだと結論を下した。したがって、当審議会は、次のような場合にはヘッジ関係への調整をバランス再調整として扱うことを提案している。それは、その調整がヘッジ比率を新たな状況に応じて変更し、リスク管理は引き続き当初のエクスポージャーを当初のヘッジ・カバー（分量の修正を含む）を使ってヘッジしている場合である。
- BC110 しかし、調整が既存のヘッジ関係の分解修理といえるようなものである場合には、当審議会は、その調整をバランス再調整として扱うことは適切でないと考えた。その代わりに、当審議会は、このような調整は当該ヘッジ関係の中止とすべきだと考えた。一例は、ヘッジ手段に信用度の著しい悪化があって、もはやリスク管理目的に使用されなくなったようなヘッジ関係である。
- BC111 当審議会は、企業がヘッジ関係を自発的にバランス再調整することを認めるべきかどうかを検討した。企業は、状況の変化によりヘッジ関係がヘッジ有効性判定の目的に合致しなくなるおそれがあると予想しているために、ヘッジ関係のバランス再調整をしたいと考えるかもしれない。当審議会は、バランス再調整の事前の使用により、企業がヘッジ関係を適時に調整できるようになると同時にヘッジ会計とリスク管理との結び付きを強化することにもなることに留意した。したがって当審議会は、ヘッジ関係が引き続きヘッジ会計に適格となることを確保する目的での自発的なバランス再調整（すなわち、その調整は、適格要件を満たさなくなる可能性を減少させることが目的である）を認めることを提案している。当審議会は、こうした事前の調整は、特にヘッジ比率の算定に

関しては、目的を基礎としたヘッジ有効性判定と整合的であることに留意した。

ヘッジ会計の中止

- BC112 IAS 第 39 号によると、企業はヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合（ヘッジ手段が存在しなくなったか又は売却された場合を含む）にはヘッジ会計を中止しなければならない。しかし、IAS 第 39 号によると、企業は単にヘッジ関係の指定を取り消す（すなわち、理由は問われない）ことにより、ヘッジ会計を任意に中止することもできる。
- BC113 当審議会は、企業がヘッジ会計を任意に中止するのは、IAS 第 39 号における有効性判定の仕組みが理由になっている場合が多いことに留意した。例えば、企業はこれまで文書化していた方法とは異なるヘッジ有効性の判定を適用するために（新たな方法の方が適合性が高いと期待して）、ヘッジ関係の指定を取り消して、新たなヘッジ関係を再指定する。他の一例は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の関係の変化を受けて（通常、ベース・リスクの変動に応じて）ヘッジ比率を調整したいという理由でヘッジ関係の指定を取り消す企業である。ヘッジ関係は、ヘッジ手段又はヘッジ対象の分量の調整も含めて、新たなヘッジ比率を達成するために再指定される。当審議会は、こうした状況では、企業のリスク管理目的が変わっていない場合であっても、ヘッジ関係が中止されそれから再出発されることに留意した。当審議会の考えでは、こうした結果は、IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルとリスク管理の観点からのヘッジとの間の断絶を生じさせている。
- BC114 当審議会は、提案しているヘッジ会計モデルは、次の理由により、ヘッジ会計とリスク管理との間の結び付きを改善することとなるという結論を下した。
- (a) 新しいヘッジ有効性判定の要求事項は、比率の幅やその他の明確な境界線による要件を必要とせず、継続しているヘッジ関係の一部として状況の変化に応じてヘッジ有効性判定の方法を変化させることとなる。
 - (b) バランス再調整の考え方により、継続しているヘッジ関係の一部としてヘッジ比率の調整ができるようになる。
- BC115 当審議会は、ヘッジ関係が予定取引のヘッジされた数量の減少（すなわち、発生の可能性が非常に高い数量が、ヘッジ対象として指定された数量（階層）よりも少なくなったか又はそうなると予想されること）により中止される場合があることに留意した。IAS 第 39 号においては、これは指定されたヘッジ関係（すなわち、階層全体）についてのヘッジ会計の中止となる。当審議会は、依然として発生の可能性が非常に高い予定取引の数量は、実際には従前のヘッジ関係の継続（分量は減少していても）であると考えた。したがって、当審議会は、ヘッジ会計の中止は、発生の可能性が非常に高いとはいえなくなった数量のみについて行うべきであり、依然として発生の可能性が非常に高い残りの数量は、従前のヘッジ会計の継続として会計処理すべきだと決定した。当審議会の考

えでは、これによりヘッジ会計とリスク管理とがより密接に合致することとなる。

- BC116 しかし当審議会は、この会計処理は、予定取引がヘッジ対象として適格となるためには可能性が非常に高くなければならないという要求を損なう可能性があることを懸念した。このため、当審議会は、企業が予定取引のヘッジを指定してその後に当該予定取引の発生がもはや見込まれないと判断した経験がある場合には、その企業が予定取引を正確に予測する能力が疑問視されることを明確にすることを決定した。これは、同様の予定取引の可能性が非常に高いかどうかの判定に影響を与え、それゆえヘッジ対象としての適格性に影響する。
- BC117 ヘッジ会計とリスク管理の結び付きを改善するという目的を考慮して、当審議会は、企業がヘッジ関係の指定を取り消す選択を残すべきかどうかも議論した。当審議会は、ヘッジ関係の指定を任意に取り消す（それによりヘッジ会計を中止する）選択は、有用な情報をもたらさないと考えた。当審議会は、この選択は、企業がリスク管理の目的上はリスク管理目的（適格要件の一部であり、それにより当初に企業がヘッジ会計を達成できた）に従ってエクスポージャーを引き続きヘッジしている場合であっても、ヘッジ会計の中止を認めることとなることに留意した。当審議会は、このような状況においては、ヘッジ会計の任意の中止は恣意的であり正当化できないものと考えた。したがって、当審議会は、この状況でヘッジ関係の指定を取り消す自由選択を企業に認めないことを決定した。当審議会は、ヘッジ関係が企業のリスク管理目的を反映しなくなった場合には、適格要件がもはや満たされなくなるので、ヘッジ会計の中止は選択ではなく強制となることにも留意した。当審議会は、リスク管理目的がないのにヘッジ会計を適用することは、有用な情報を提供しないと考えた。
- BC118 当審議会は、企業結合後の取得企業の連結財務諸表における被取得企業のヘッジ関係の新たな指定については検討しなかった。当審議会は、これは IFRS 第 3 号「企業結合」の要求事項であり、ヘッジ会計に関するプロジェクトの範囲内ではないことに留意した。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジの会計処理

- BC119 当審議会は、公正価値ヘッジの仕組みをキャッシュ・フロー・ヘッジの仕組みに置き換えることにより、ヘッジ会計の複雑性を提言することを検討した。こうしたアプローチは、ヘッジ手段に係る利得又は損失を純損益の外のその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象の再測定はしないこととなる。当審議会がこうしたアプローチを検討したのは、それが次のようなものとなるからである。
- (a) 利用者にとって報告される情報の有用性が改善される。こうしたアプローチに従えば、ヘッジ会計が適用されているすべてのヘッジ活動（公正価値リスクのヘッジを

含めて)は、その他の包括利益に反映されることとなり、透明性と比較可能性が高まる。さらに、ヘッジ対象の測定への影響がなくなる。

- (b) 現行の要求事項が簡素化される。公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジは異なるエクスポージャーに対応するように設計されているが、企業がこれらのエクスポージャーをどのように管理しているのかを財務諸表に反映するために同じ仕組みを使用できる。2つの異なる方法(公正価値ヘッジ会計又はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計)の一方を削除することで、複雑性が軽減される。こうしたアプローチは、公正価値ヘッジ会計とキャッシュ・フロー・ヘッジ会計とを単一のヘッジ会計の方法に揃えることとなる。
- (c) IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトのこのフェーズを完了させるための迅速なアプローチとなる。こうしたアプローチは IAS 第 39 号におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の既存の仕組みを利用することになるので、追加的な開発をあまり要しない。

BC120 しかし、アウトリーチ活動中に、当審議会には当該アプローチについての賛否両論が寄せられた。一部の人々はこのアプローチを支持したが、その理由は当審議会が考えたのと同じであり、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に寄せられたフィードバックと整合的なものであった。しかし、こうしたアプローチは次のようなものとなるという懸念を示した人々もいた。

- (a) 基礎となる経済的実態を反映しない。彼らの主張では、企業が公正価値ヘッジを適用する場合には、ヘッジ対象が存在しており、したがってヘッジ対象に係る実際の利得又は損失がある(まだ存在していない予定取引に係る単なる予想された利得又は損失ではない)。したがって、ヘッジ会計が「人工的な」変動性をその他の包括利益や資本に生じさせるべきではない。
- (b) その他の包括利益の変動が理解しにくくなる。
- (c) 企業が用いているリスク管理戦略の種類を識別するのが困難になる。
- (d) その他の包括利益に繰り延べられたヘッジ手段に係る損失によって、資本が大幅に減少したりマイナスとなったりする状況が生じる可能性がある。これはソルベンシー及び規制上の要求との関係で重大な影響を生じる可能性がある。

BC121 受け取った意見を踏まえて、当審議会は異なるアプローチを提案することを決定した。当審議会は、公正価値ヘッジを引き続きキャッシュ・フロー・ヘッジとは異なる方法で会計処理することを提案している。しかし当審議会は、公正価値ヘッジ会計の表示と仕組みについていくつかの変更を提案している。

- (a) ヘッジ手段の再測定に係る利得又は損失 IAS 第 39 号ではこの利得又は損失を純損益に認識することを要求している。当審議会は、この利得又は損失をその他の包括利益に認識することを要求すると提案している。
- (b) ヘッジ対象に係る利得又は損失 IAS 第 39 号では、このような利得又は損失をヘッジ対象の帳簿価額の修正とし、純損益に認識することを要求している。当審議会は、この利得又は損失を、財政状態計算書上の独立の表示科目で表示される資産又は負債として認識するとともに、その他の包括利益に認識することを提案している。その独立の表示科目は、ヘッジ対象が資産（又は負債）である報告期間について資産（又は負債）の中で表示される。

BC122 当審議会は、この独立の表示科目はヘッジ対象の測定の調整を表すものであり、それ自体が独立の資産又は負債ではないことに留意した。当審議会は、追加の表示科目は複雑性を増すものと見られるかもしれず、財政状態計算書の表示科目の数を増加させることになると考えた。さらに、当審議会は、このアプローチは当初に検討したアプローチ（公正価値ヘッジ会計を削除する）よりも複雑であることに留意した。

BC123 しかし、当審議会はこれらの変更を提案することを決定した。その変更により次のようになるからである。

- (a) ヘッジ対象に関する混合的な測定（例えば、償却原価に部分的な公正価値修正を加えたもの）が取り除かれる。
- (b) 一部の人が人工的と考えるその他の包括利益や資本の変動性が回避される。
- (c) リスク管理活動の影響が 1 か所（すなわち、その他の包括利益）に表示される（キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジの両方について）。
- (d) 公正価値ヘッジについて達成された相殺の程度についての情報がその他の包括利益で提供される。

公正価値ヘッジのリンク表示

BC124 アウトリーチ活動の間に、当審議会は、公正価値ヘッジ会計が特定の業界における確定約定の為替リスクのヘッジに与えている財務報告上の影響に関して指摘を受けた。この論点は、その業界にとって特別の関心事であり、それはその業界の事業モデルにより外貨建の確定約定の規模が大きいからである。その懸念に対応して、当審議会は、確定約定の公正価値ヘッジにリンク表示を適用することが適切となり得るかどうかを検討した。リンク表示は、特定の資産と負債とがどのように関連しているのかを示すように情報を表示する方法である。リンク表示は相殺と同じではない。相殺は資産又は負債を純額で表示するものである。リンク表示は関連し合っている項目の「総額」を財政状態計算書

に表示する（ただし、その純額が資産又は負債の合計に含まれる）。

- BC125 当該業界では、公正価値ヘッジ会計から生じる表示が為替リスクのヘッジの経済的影響を反映しないことを懸念していた。例えば、外貨建売上の巨額な確定約定を有する企業が、当該確定約定の為替リスクをヘッジするために為替予約を行う（その為替予約と確定約定は「リンクした取引」と考えられる）。デリバティブ負債（又は資産）と確定約定資産（又は負債）の公正価値は、ヘッジされている通貨の変動性しだいで多額となる可能性がある。当該業界では、その結果として、財政状態計算書に基づくと、企業が実際よりも高いリスクに晒されているように見えることを懸念した。当該業界の見方では、企業が確定約定の為替リスクをヘッジしてリスクを低減しているのに、財政状態計算書が総資産及び総負債を多額に表示し、高いレバレッジ（これは通常、リスクが高いことを示唆する）を示すこととなるため、混乱を生じるおそれがある。
- BC126 当該業界は、確定約定（公正価値ヘッジ会計の結果として認識される）とヘッジ手段とのリンク表示をすれば、企業のヘッジ活動及びヘッジ対象とヘッジ手段の関係を表示することができるかと主張した。リンク表示は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の相殺の要求事項や IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の他の要求事項の変更を必要としない。
- BC127 さらに、当該業界は、確定約定が財政状態計算書に認識されるのは公正価値ヘッジ会計が適用される場合だけであると主張した。したがって、当該業界は、確定約定とそれに関連するヘッジ手段は、単一の取引の 2 つの部分として会計処理すべきだと主張した。また、当該業界は、（リンクした取引の）「正味の」金額だけを含めた資産合計と負債合計が、財務分析の目的上最も適切であると主張した。当該業界は、レバレッジなどの比率はヘッジ対象とヘッジ手段との間の差額（すなわち、それらの項目の総額ではなく純額）に基づいて計算すべきだと考えた。
- BC128 当審議会は、リンク表示は資産と負債との間の特定の関係についての有用な情報を提供する可能性があるが、その関係でカバーされている種類のリスクとそうでない種類のリスクとを区別するものではないことに留意した。したがって、リンク表示は、「リンク」してはいるがそのリンク（すなわち、関係）が当該資産又は負債の背後にある数種類のリスクのうち 1 つだけに影響する（例えば、為替リスクにだけ影響し、信用リスクや金利リスクには影響しない）資産と負債について、単一の純額を表示することとなる可能性がある。さらに、当審議会は、リンク表示が比率分析の目的上、より適切な資産及び負債の合計をもたらすとは考えなかった。そのヘッジが影響を与えるのは 1 つだけのリスクであり、すべてのリスクではないからである。むしろ、当審議会は、ヘッジに関する開示の方が、財務諸表の利用者が自らの分析にとっての情報の関連性を評価できるようにするような情報を提供する良い代替案となると考えている。
- BC129 したがって、当審議会は、ヘッジ会計の目的でのリンク表示の使用は提案しないことを

決定した。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

「低価」テスト

- BC130 ヘッジ関係が完全に有効である場合には、ヘッジ手段の公正価値変動がヘッジ手段の価値変動を完全に相殺する。ヘッジ非有効部分は、ヘッジ手段の変動がヘッジ対象の変動を上回る場合、又はヘッジ手段の変動がヘッジ対象の変動よりも小さい場合に生じる。
- BC131 キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ対象に係る利得及び損失のヘッジ手段に係る利得及び損失に対する超過分を、純損益に認識することは問題がある。キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象の多くは可能性の非常に高い予定取引だからである。それらのヘッジ対象は、将来において発生が見込まれてはいるが、まだ存在していない。したがって、これらの項目に係る利得及び損失のヘッジ手段に係る利得及び損失に対する超過分を認識することは、まだ存在していない項目に係る利得及び損失を認識すること（ヘッジ手段に係る利得又は損失の繰延べではなく）に等しい。当審議会は、これは直感に反する結果となるとともに概念的にも疑問があることに留意した。
- BC132 IAS 第 39 号は、キャッシュ・フロー・ヘッジについてその他の包括利益に認識する金額（有効部分）と純損益に認識する金額（非有効部分）の算定について「低価」テストを要求している。「低価」テストは、ヘッジ対象の価値の変動累計額のうちヘッジ手段の公正価値変動の累計額を超える金額が純損益に認識されないようにするものである。これに対し、公正価値ヘッジには「低価」テストは適用されない。この種類のヘッジについてはヘッジ対象が存在しているからである。例えば、確定約定は IFRS に従って認識されないかもしれないが、取引はすでに存在している。逆に、予定取引は存在しておらず、将来においてのみ発生する。
- BC133 当審議会は、純損益に認識されるヘッジ非有効部分の測定に関する要求事項を、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジについて揃えるべきかどうかを議論した。当審議会は、両者の要求事項は「低価」テストを公正価値ヘッジにも適用するか又はキャッシュ・フロー・ヘッジについて廃止すれば揃えられることに留意した。当審議会の考えでは、両者の要求事項を揃えれば複雑性の低減となる。しかし、当審議会は、概念上の理由から、まだ存在しない項目に係る利得又は損失の認識をヘッジ手段に係る利得又は損失の繰延べの代わりに行うのは、適切ではないと考えた。したがって、当審議会は、キャッシュ・フロー・ヘッジについて「低価」テストを残すことを提案している。

非金融資産又は非金融負債の認識を生じる予定取引のヘッジに係るベースス・アジャストメント

- BC134 予定取引は、その後非金融資産又は非金融負債の認識を生じることがある。同様に、非金融資産又は非金融負債に係る予定取引は、その後公正価値ヘッジ会計が適用され

る確定約定の認識を生じることがある。これらの場合に、IAS 第 39 号は会計方針の選択として次のいずれかを企業に認めている。

- (a) その他の包括利益に認識した関連する利得又は損失を、取得した資産又は引き受けた負債が純損益に影響を与えるのと同じ期に、純損益に振り替える。
- (b) その他の包括利益に認識した関連する利得又は損失を除去し、それらを当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に含める。このアプローチは、一般にベース・アジャストメントと呼ばれている。

BC135 当審議会は、この会計方針の選択を引き続き認めるべきかどうかを検討した。当審議会は、企業がベース・アジャストメントを適用することを禁止した場合には、企業はヘッジ手段の利得及び損失を別個に追跡管理（ヘッジ関係の終了後も）して、それらをヘッジ対象取引から生じる非金融商品項目が純損益に影響を与える期間に対応させることが必要となることに留意した。また、その他の包括利益に残っている金額が将来の期間に回収可能かどうかの検討も必要となる。これに対し、企業がベース・アジャストメントを適用する場合には、ヘッジ手段の利得又は損失は非金融商品項目の帳簿価額に含められて、関連する非金融商品項目が純損益に影響を与える期間の純損益に自動的に認識（例えば、有形固定資産項目については減価償却費を通じて、棚卸資産については売上原価を通じて）されるとともに、企業が非金融商品項目の減損を検討する際にも自動的に考慮されることとなる。当審議会は、資金生成単位の一部として減損が検討される非金融資産について、その他の包括利益の金額を追跡して減損テストに含めることは困難である（資金生成単位の構成が時とともに変化している場合には、いっそう困難となる）ことに留意した。

BC136 当審議会は、ベース・アジャストメントが比較可能性を達成するのか低下させるのかについて、さまざまな見方があることを認識した。一方の見方は、同じ時期に同じ方法（一方はヘッジされていたという点を除いて）で購入した 2 つの同一の資産は、当初の帳簿価額が同じとなるべきだというものである。この観点からは、ベース・アジャストメントは比較可能性を損なうものである。

BC137 他方の見方は、ベース・アジャストメントにより、取得が同一のリスクに晒されていた同一の資産について、当初の帳簿価額が同じになるように測定することができるというものである。例えば、企業 A と企業 B が機能通貨が異なる仕入先から同じ資産を購入したいと考える。企業 A は自らの機能通貨による購入契約を結ぶことができる。逆に、企業 B も自らの機能通貨で購入価格を固定したいのに、仕入先の機能通貨（すなわち、外貨）による購入契約を受け入れざるを得ないため、為替レートの変動により生じるキャッシュ・フローの変動可能性に晒される。このため、企業 B は為替リスクに対するエクスポージャーを為替予約を使ってヘッジし、それにより実質的に、自らの機能通貨で

の購入価格を固定する。為替予約を考慮に入れると、企業 B は実質的に為替リスクのエクスポージャーが企業 A と同じである。この観点からは、ベースス・アジャストメントは比較可能性を高めることになる。

BC138 当審議会は、ベースス・アジャストメントと、確定約定の為替リスクのヘッジの会計処理をキャッシュ・フロー・ヘッジとして行うか公正価値ヘッジとして行うかの選択(BC94 項から BC98 項参照) との間の相互関係も考慮した。当審議会は、確定約定の為替リスクのヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジの終了時におけるベースス・アジャストメントは、ヘッジ対象の表示に与える影響が、公正価値ヘッジとして当該ヘッジを会計処理する場合と同じであることに留意した。したがって、これらの確定約定に公正価値ヘッジ会計を使用することは、ベースス・アジャストメントに等しい。当審議会は、この文脈では、やはりベースス・アジャストメントが比較可能性を高めることとなると考えた。

BC139 したがって、当審議会は、IAS 第 39 号における会計方針の選択を削除して、ベースス・アジャストメントを要求することを決定した。当審議会は、企業がその他の包括利益に認識した関連する利得又は損失を、資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に含めるために除去する場合には、その利得又は損失は当該資産又は負債の帳簿価額に直接充当すべきだと提案している。このことは、それが組替調整(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」参照) にはならず、資本から除去して資産に加減する際にその他の包括利益に影響を与えないことを意味している。当審議会は、ベースス・アジャストメントを組替調整として会計処理すると、その金額が次のように包括利益に 2 度異なる期間に影響することとなるため、包括利益を歪めるものとなることに留意した。

(a) まず、非金融商品項目が認識される期間に(その他の包括利益で)

(b) 次に再び、当該非金融商品項目が純損益に影響を与えるその後の期間に(例えば、減価償却費又は売上原価を通じて)

当審議会はさらに、ベースス・アジャストメントを組替調整として表示すると、ベースス・アジャストメントが業績事象だという誤解を招く印象を生むことにも留意した。

BC140 当審議会は、通期での包括利益合計が歪められることを認識した。キャッシュ・フロー・ヘッジの期間中におけるヘッジ手段に係る利得又は損失がその他の包括利益に認識される一方で、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去されてその後に認識された非金融商品項目に直接充当されるヘッジ手段の利得又は損失の累計額はその他の包括利益に影響を与えないからである。当審議会は、その他の包括利益のある種の歪みは避けられないものであり(すなわち、ベースス・アジャストメントのあった期又は全体の期間にわたってのいずれかで生じる)、トレードオフがあると考えた。当審議会は、結局のところ、ベースス・アジャストメントのあった期間に組替調整を行うことの影響の方が、組

替調整を用いないことによる全体の期間への影響よりも、誤解を招く度合いが大きいという結論を下した。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

BC141 当審議会は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジを、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの第 3 フェーズの一部として取り扱わないことを決定した。当審議会は、在外営業活動体に対する純投資は IAS 第 21 号に従って決定され会計処理されていることに留意した。当審議会は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジも IAS 第 21 号に関連していることに留意した。したがって、連結会社間の貨幣性項目が為替リスクのヘッジのヘッジ手段として適格かどうかの検討の論点(BC47 項参照)と同様に、当審議会は、この種類のヘッジを包括的に取り扱うにはヘッジ会計の要求事項の検討と同時に IAS 第 21 号の要求事項の見直しが必要となると考えた。当審議会は、IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」(2008 年 7 月公表)が、この種類のヘッジに関する追加的なガイダンスを示していることにも留意した。当審議会は、この解釈指針の公表後すぐに要求事項を変更することは適切でないと考えた。

BC142 したがって、当審議会は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関する IAS 第 39 号の要求事項を残すことを決定した。

オプションの時間的価値の会計処理

BC143 IAS 第 39 号は、企業に次のいずれかの選択を認めている。

- (a) オプション型のデリバティブの全体をヘッジ手段に指定する。
- (b) オプションの時間的価値を区分して、本源的価値要素のみをヘッジ手段に指定する。

BC144 当審議会は、IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルにおいては、企業は通常、オプション型のデリバティブを本源的価値に基づいてヘッジ手段に指定していることに留意した。したがって、オプションの指定されていない時間的価値は、売買目的保有として扱われて、純損益を通じて公正価値で測定するものとして会計処理され、純損益に相当の変動を生じさせる可能性がある。この特定の会計処理はリスク管理と切断されている。リスク管理の目的上、企業は通常、オプションの時間的価値(開始時の、すなわち、支払ったプレミアムに含まれている)をヘッジのコストと考えている。それは、有利な変動への関与を残しつつ、価格の不利な変動に対して防御するためのコストである。

BC145 この背景の中で、当審議会は、オプションの時間的価値をどのように描写するのが最善か(一定レベルの一方への変動のみに対するエクスポージャー(「片側」リスク)のヘッジの文脈において)を検討した。当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理に関する基準設定上の議論は、歴史的にヘッジ非有効部分に焦点が当てられてきたことに留

意した。典型的なヘッジ対象取引の多く（確定約定、予定取引又は既存の項目）は、オプションではないので時間的価値の概念が伴わない。このため、このようなヘッジ対象には、ヘッジ手段として使用されるオプションの時間的価値に関連した公正価値変動を相殺するような価値の変動はない。当審議会は、オプションの時間的価値をヘッジ手段としての指定から除外しない限り、ヘッジ非有効部分が生じることになるという結論を下した。

- BC146 しかし、当審議会は、オプションの時間的価値を別の観点から考えることもできることに留意した。リスクに対する防御のためのプレミアムという観点である（「保険料」説）。
- BC147 当審議会は、片側リスクをヘッジするために買建オプションを利用する企業は、通常、オプションの発行者又は売手にプレミアムとして支払う時間的価値を、保険料と同様のものと考えている。上方向のエクスポージャーを残しながら下方向のエクスポージャー（不利な結果）から自らを防御するためには、逆方向の非対称なポジション（下方向のみがあり上方向がない）を引き受けてくれる誰かに補償をしなければならない。オプションの時間的価値は「タイム・ディケイ」に晒される。これは、オプションが期限満了に近づくにつれて価値が減少していくことを意味しているが、そのペースは時とともに早まる。期限満了時には、時間的価値はゼロとなる。したがって、片側リスクのヘッジのために買建オプションを利用する企業は、オプションの存続期間の間に彼らの支払った時間的価値が失われることを知っている。このことは、支払ったプレミアムを保険料に類似するものとして、したがってこのヘッジ戦略をしようするためのコストとして企業が通常考えている理由を説明するものである。
- BC148 当審議会は、保険料説を採ることにより、オプションの時間的価値の会計処理をリスク管理の観点とともに他の領域の会計処理とも合致させることができると考えた。当審議会は、IFRS においてはリスクに保険を掛けるコストの一部を、保険を掛けた資産の原価に算入される取引費用として扱っている（例えば、買手が支払った運送保険料を、IAS 第 2 号「棚卸資産」又は IAS 第 16 号「有形固定資産」に従って）が、一方で、他のリスクに保険を掛けるコストは、企業が保証を受ける期間にわたって費用として認識されている（例えば、建物の火災保険）ことに留意した。したがって、当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理をこうした他の領域と合わせることにより、作成者と利用者がこの問題をどう考えているかにもっと合致した比較可能性の高い結果をもたらすことになると考えた。
- BC149 当審議会は、リスクに保険を掛けるコストの種類の違いと同様に、オプションの時間的価値を、オプションがヘッジしているヘッジ対象の種類別に、取引に関連した（例えば、商品の予定仕入）時間的価値と期間に関連した（例えば、既存の商品在庫を商品価格の変動についてヘッジする）時間的価値とに区分すべきだという考え方を採用した。当審議会は、取引に関連したヘッジ対象については、オプションの時間的価値の公正価値の

変動累計額は、その他の包括利益に累積して、キャッシュ・フロー・ヘッジに関する要求事項と同様に振り替えるべきだと考えた。当審議会の考えでは、これが取引費用の性質を最もよく反映することとなる（棚卸資産や有形固定資産について資産化される取引費用と同様に）。

- BC150 これに対し、当審議会は、期間に関連したヘッジ対象については、ヘッジ手段として使用されているオプションの時間的価値の性質は、特定の期間にわたるリスクに対して防御するためのコストだと考えた。したがって、当審議会は、その防御するためのコストは、関連する期間にわたって合理的な基準で配分すべきだと考えた。当審議会は、これには、その他の包括利益におけるオプションの時間的価値の公正価値の変動累計額を累積して、当初の支払った時間的価値を各期に純損益に振り替えることにより償却することが必要となることに留意した。当審議会は、この償却のパターンは、原則主義の基準設定を最もよく反映する合理的な基準で決定すべきだと考えた。
- BC151 当審議会は、オプションが使用している重要な条件（名目金額、期間、基礎数値など）がヘッジ対象と対応しない状況についても検討した。これは以下の疑問を生じさせる。
- (a) 支払ったプレミアムに含まれていた時間的価値のうち、どれだけがヘッジ対象に関連している（したがって、ヘッジのコストとして扱うべきである）のか、またどの部分がそうでないのか。
- (b) 時間的価値の中にヘッジ対象に関連していない部分があれば、どのように会計処理すべきか。
- BC152 当審議会は、オプションの時間的価値のうちヘッジ対象に関連している部分は、ヘッジ対象と完全に対応したオプション（すなわち、基礎数値、満期及び名目金額が同じ）に対して支払われたであろう時間的価値だと判断すべきだと提案している。当審議会は、これには、オプション価格の算定が必要となり、それにはヘッジ対象の条件とともに、ヘッジ対象の他の関連する情報（特に、その価格又はキャッシュ・フローのボラティリティ（オプションの時間的価値の決定要因となる））が用いられることに留意した。
- BC153 当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理には、購入したオプションの当初の時間的価値（実際の時間的価値）が、ヘッジ対象と完全に対応するオプションに対して支払われたであろう時間的価値（調整後の時間的価値）よりも高いのか低いのかを区別する必要があることに留意した。当審議会は、ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも高い場合には、企業が支払うプレミアムが、ヘッジのコストを反映したものよりも高額であることに留意した。したがって当審議会は、その他の包括利益の累計額に認識する金額を、調整後の時間的価値のみに基づいて算定し、実際の時間的価値の残りの部分はデリバティブとして会計処理すべきだと考えた。

BC154 逆に、当審議会は、ヘッジ関係の開始時において、実際の時間的価値が調整後の時間的価値よりも低い場合には、企業が実際に支払うプレミアムが、リスクを完全にカバーするために支払うべき金額よりも低いことに留意した。当審議会は、この状況においては、実際の支払よりも多額のオプションの時間的価値を会計処理することを避けるために、その他の包括利益の累計額に認識する金額を、次の公正価値変動の累計額のいずれか低い方を参照して算定しなければならないと考えた。

(a) 実際の時間的価値

(b) 調整後の時間的価値

BC155 当審議会は、その他の包括利益に累積した残高について減損テストが必要となるかどうかを検討した。当審議会は、オプションの時間的価値の会計処理はヘッジ関係に密接に関連しているため、ヘッジ会計の要素を用いた減損テストが適切だと決定した。したがって、取引に関連したヘッジ対象については、減損テストはキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に対するものと同様となる。期間に関連したヘッジ対象については、当審議会は、オプションの時間的価値のうち償却されていない部分は、ヘッジ関係の中止時には直ちに純損益に認識すべきだと考えた。これは、保険が掛けられていたリスク（すなわち、ヘッジ対象）がヘッジ会計の要件に適格でなくなった後には、その金額を償却する理由がもはや成り立たなくなるということを反映している。当審議会は、ヘッジ対象が減損している場合には、適格ヘッジの要件がもはや満たされていないため、オプションの時間的価値の残りの未償却残高について減損損失が生じることに留意した。

項目グループのヘッジ

BC156 IAS 第 39 号は、項目グループへのヘッジ会計の適用を制限している。例えば、一緒になって純額ポジションを構成しているヘッジ対象は、その純額ポジションをヘッジ対象とするヘッジ関係に指定することができない。他のグループは、そのグループの中の個々の項目のリスク特性が同様で、ヘッジされるものとして指定されたリスク・エクスポージャーを共有している場合にのみ、適格となる。さらに、グループの中の個々の項目についての、ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動は、そのヘッジされるリスクに関するグループの公正価値の全体的な変動に対しておおむね比例的でなければならない。これらの制限の効果として、グループは一般的に、グループの中のヘッジ対象が同じヘッジされるリスクについて個別にヘッジ会計に適格となる場合にのみ適格となる。

BC157 ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に対して、多くの人々がコメントしたのが、項目グループ（純額ポジションを含む）をヘッジする能力が制限されているために、ヘッジ会計モデルが企業が実際に（すなわち、リスク管理目的で）ヘッジを行っている方法と整合しないものとなっているということである。同様

の懸念が、項目グループへのヘッジ会計の適用に関する IAS 第 39 号の制限について、当審議会のヘッジ会計プロジェクトに係るアウトリーチ活動の一環として指摘された。

BC158 実務上、ほとんどの企業は、リスク・エクスポージャーをさまざまなアプローチを用いてヘッジしている。こうしたアプローチは、次のもののヘッジとなる。

- (a) 個別項目
- (b) 総額ポジションを構成する項目グループ
- (c) 純額ポジションとなる互いに（部分的に）相殺しあう項目グループ

BC159 グループ・ヘッジのアプローチには、特定の項目グループ（純額ポジションを含む）からのリスクを識別し、そのリスクの一部又は全部を 1 つ又は複数のヘッジ手段でヘッジすることが必要となる。グループ・ヘッジのアプローチは、リスクを高いレベルで集計して考える。このアプローチを採用する理由としては、次のようなものがある。

- (a) そのグループの中の項目が、ある程度互いに相殺しあうリスク・ポジションを有していて、グループの中のリスクの一部が自然にヘッジされるため、それらの相殺しあうリスクは別個にヘッジする必要がない。
- (b) さまざまなリスクを一緒にヘッジするヘッジ手段となるデリバティブの方が、別々のリスクをそれぞれヘッジする個々のデリバティブよりも、容易に入手できる。
- (c) 個々のエクスポージャーをヘッジするよりも、グループをヘッジする少数のデリバティブを締結するのが有利である（コスト、実用性など）。
- (d) 相殺しあうリスク・ポジションを純額ベースでヘッジすることにより、信用リスク・エクスポージャーを最小化する（この側面は、自己資本規制のある企業においては特に重要である）。
- (e) 財政状態計算書上の資産・負債の総額の削減（複数のデリバティブ取引（リスク・エクスポージャーが互いに相殺される）を行う場合に、相殺の会計処理ができないことがあるため）。

BC160 グループ又は純額のベースでヘッジを行っている企業は、IAS 第 39 号における制限のため、その活動をリスク管理の実務と統合的な方法で表示することができない。例えば、いくつかの報告期間（例えば、2 年間）にわたって発生する一連の売上及び費用の為替リスクの純額（すなわち、残額）を、企業が単一の為替デリバティブ（2 年以内に満期となる）を使ってヘッジする場合がある。このような企業は、売上及び費用の純額ポジションをヘッジ対象として指定することができない。その代わりに、ヘッジ会計を適用したい場合には、最もよくヘッジ手段に対応する総額ポジションを指定しなければならない。しかし、

これが有用な情報をもたらさない理由がいくつかあることに当審議会は留意した。例えば、

- (a) 対応するヘッジ対象が存在しないかもしれず、その場合にはヘッジ会計を適用できない。
- (b) 企業が、一連の売上及び費用から、対応する 2 年の総額エクスポージャーを識別して指定したとした場合、その項目が唯一のヘッジ対象として表現され、ヘッジされたレートで表示される。他のすべての取引（例えば、その前の報告期間における）は、ヘッジされていないように表現され、実勢の直物レートで認識されることとなり、一部の報告期間で変動性が生じる。
- (c) 指定されたヘッジ対象取引が発生しなかったが、純額ポジションは同じままであるという場合、ヘッジ非有効部分が経済的観点からは存在していないのに、会計処理の目的上は認識される。

BC161 したがって、当審議会は、項目グループ（純額ポジションを含む）をヘッジ会計に適格とすべきだと提案している。しかし、当審議会は、純額ポジションを構成する項目グループの一部の種類に対しては、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を制限することをも提案している（BC168 項から BC173 項参照）。

BC162 以下のサブセクションでは、項目グループの文脈におけるヘッジ会計の適用に関する当審議会の考慮事項を示している。

ヘッジ対象としての項目グループの適格性の要件

BC163 個別ヘッジのアプローチでは、企業が、望んだ結果を達成するために個別のヘッジ対象からのリスク・エクスポージャーを管理する 1 つ以上のヘッジ手段を締結することが必要となる。これはグループ・ヘッジのアプローチでも同様である。しかし、グループ・ヘッジのアプローチでは、企業は項目グループのリスク・エクスポージャーをヘッジしようとしている。グループのリスクの一部は（期間全体又は一部の期間について）相殺されて互いにヘッジとなる場合があり、グループの残余リスクがヘッジ手段でヘッジされることとなる。

BC164 個別ヘッジのアプローチとグループ・ヘッジのアプローチは、概念上は同様である。このため当審議会は、ヘッジ会計に適格となるための要求事項も同様とすべきだと決定した。したがって、当審議会は、個別のヘッジ対象に適用される適格要件を、項目グループのヘッジにも適用すべきだと提案している。しかし、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジのうち、相殺し合うリスク・ポジションが異なる報告期間の純損益に影響を与えるものについては、いくつかの制限を残した（BC168 項から BC173 項参照）。

項目グループのヘッジに係る名目金額の階層部分の指定

- BC165 本公開草案の提案の一部として、当審議会は、企業がヘッジ関係において単一の項目の名目金額の階層部分（階層）を指定することができることを提案している（公開草案の B21 項参照）。当審議会は、その単一項目に関する決定を複数項目のグループに拡大して、ヘッジ関係においてグループの階層を指定することを認めるのが適切かどうかを検討した。
- BC166 当審議会は、項目グループの名目金額の階層部分を識別することの便益は、単一項目の階層部分について考えた便益（BC65 項から BC69 項参照）と同様だと判断した。しかし、当審議会は、項目グループについての構成要素の使用を支持する追加的な理由にも留意した。
- (a) 契約違反（又は解約）や期限前償還などの不確実性は、項目グループを考える場合には、よりよくモデル化できる。
 - (b) 実務上、項目グループの階層（例えば、底溜り部分）のヘッジは、一般的なりスク管理戦略である。
 - (c) 同一のヘッジされるリスクに晒されている項目グループから特定の項目を恣意的に識別して指定する（ヘッジ対象として）と、次のようになる可能性がある。
 - (i) 指定された項目が当初の予想どおりに動かなかった場合には、恣意的な会計上の結果が生じる（ヘッジされた金額をカバーするのに十分な他の項目が、当初の予想どおりに動いているにもかかわらず）。
 - (ii) 利益操作の機会を作り出す（例えば、一部の項目だけが公正価値ヘッジの対象とされて公正価値ヘッジ修正が付いている場合に、同質な各項目のグループの中から特定の項目を譲渡して認識の中止を行う選択をすることによって）。
- BC167 当審議会は、実務上、一緒にヘッジされる項目グループは、同一項目のグループではない可能性が大きいことに留意した。実務上さまざまな種類のグループが存在し得ることを考えると、提案している条件を満たすのが容易な状況もあれば、それが困難あるいは不可能な状況もある。当審議会は、公開草案の第 36 項の条件が満たされる場合を定義することは適切でないと判断した。具体的な事実及び状況によって決まるものだからである。当審議会は、要件を基礎とするアプローチの方が、運用可能であり適切であると考えている。これにより、要件を満たすのが容易な状況だけでなく、それが困難ではあるが企業が必要な努力を行う（例えば、ヘッジ会計の要求事項への準拠を達成するためにシステム投資を行う）用意のある状況においても、ヘッジ会計を適用することができる。

ヘッジ会計に適格な純額ポジションを構成する項目グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ

- BC168 キャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、ヘッジ手段の公正価値の変動がその他の包括利益を通じて繰り延べられ、その後、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時にその他の包括利益から純損益に振り替えられる（第 29 項及び第 30 項参照）。純額ポジションのヘッジについては、グループの中の項目が、相殺し合うリスク・ポジションを有していて、グループのリスクの一部について自然のヘッジとなる（すなわち、ある項目に係る利得が他の項目に係る損失を相殺する）。したがって、予定取引のグループである純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、一部の予定取引の価値の変動累計額（ヘッジの開始時からの）の有効部分を、その他の包括利益を通じて繰り延べなければならない。これが必要な理由は、ヘッジ関係の初期に発生する予定取引について生じる利得又は損失を、その後の段階で、純額ポジションの中の最後のヘッジ対象が発生する時に、純損益に振り替えなければならない（又はベースス・アジャストメントとして使用しなければならない）からである。
- BC169 しかし、ヘッジされた純額ポジションを構成する予定取引が、別々の会計期間の純損益に影響を与えるかもしれない。例えば、為替リスクについてヘッジされている売上とそれと関連のない支出とが、別々の報告期間に純損益に影響する場合がある。ヘッジ対象が別々の期間に純損益に影響を与える場合には、指定された売上の価値の変動累計額（その後当該支出が費用として認識される時に振り替える）を、純損益から取り除いて、その代わりにその他の包括利益を通じて繰り延べる。これは、純損益に認識される売上が、ヘッジされた為替レートで測定されるようにするために必要とされる。
- BC170 したがって、当審議会は、予定取引の純額ポジションについてのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、一部の予定取引に係る利得及び損失の累計額のその他の包括利益での繰延べ（発生時から他の一部の予定取引がその後の期間に発生するまで）を伴うことに留意した。当審議会は、これは、最初に発生する取引を、相殺する利得又は損失を生じる将来発生が見込まれる他の予定取引を考慮して、取引金額と異なる金額（又は一般的な IFRS の要求事項により要求される他の金額）で測定することに等しいと考えた。そうした他の取引の発生時に、それらの測定は、それ以前に発生した予定取引に関してその他の包括利益に繰り延べていた金額について修正することとなる。
- BC171 当審議会は、このアプローチは、まだ存在していない項目について利得及び損失を認識することにはならず、その代わりに、一部の予定取引に係る利得及び損失を発生時に繰り延べるものだと認識した。しかし、当審議会は、このアプローチは、予定取引から生じる項目に関する一般的な IFRS からの重大な逸脱となると考えた。当審議会はさらに、この逸脱は次のような予定取引に影響を与えたと考えた。

- (a) ヘッジ関係の初期に発生したもの（すなわち、取引の発生時に利得及び損失を繰り延べたもの）
- (b) ヘッジ関係の後半の段階で発生し、ヘッジ関係の初期に発生した予定取引の発生時に繰り延べられていた利得又は損失について修正される取引

BC172 当審議会は、ヘッジ関係の後期に発生した予定取引についてのこの会計処理は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象である予定取引の会計処理と類似のものであることに留意した。しかし、ヘッジ関係の初期に発生した予定取引の処理は、ヘッジ対象よりもヘッジ手段の処理に近いものとなる。当審議会は、これは一般的な IFRS の要求事項及びヘッジ手段に関するヘッジ会計の要求事項からの重大な逸脱であるという結論を下した。

BC173 したがって、当審議会は、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジは、相殺し合うキャッシュ・フローが別々の期間に純損益に影響を与える場合には、ヘッジ会計に適格とすべきではないと提案している。当審議会は、相殺し合うキャッシュ・フローが同一の期間に純損益に影響を与える場合には、そうした懸念は同じ形では当てはまらないことに留意した。予定取引に係る利得及び損失の累計額をその他の包括利益に繰り延べることが要求されないからである。したがって、当審議会は、このような純額ポジションはヘッジ対象として適格とすべきだと提案している。

純額ポジションの中の項目グループが同一期間の純損益に影響する場合の表示

BC174 リスク・ポジションが相殺し合う項目グループ（例えば、純額ポジション）のキャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジ対象が別々の損益計算書科目に影響を与えることがある。したがって、こうしたグループのキャッシュ・フロー・ヘッジについては、金額をその他の包括利益から純損益に振り替える時に、それらをどのように表示すべきかの問題が生じる。当審議会は、各ヘッジ対象を個々に相殺するためには、振り替える金額をグロスアップする必要があることに留意した。

BC175 当審議会は、損益計算書における影響を受ける表示科目をすべて調整（グロスアップ）することを提案した場合、存在しない利得又は損失の総額（部分的に相殺し合う）を認識することとなり、一般的な会計原則と整合しないことに留意した。したがって、当審議会は、影響を受けるすべての損益計算書上の表示科目を調整（グロスアップ）することは提案しないことを決定した。

BC176 その代わりに、当審議会は、その他の包括利益から純損益に振り替える金額を、純額ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジに係る損益計算書上の独立の表示科目で表示することを提案している。これにより、存在しない金額で利得又は損失を歪めるという問題が回避される。しかし、当審議会は、これにより損益計算書上の情報の追加的な分解

が生じることを認識した。また、純額ポジションのヘッジが総額ポジションのヘッジとは異なる形で表示される結果ともなる。

- BC177 公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の公正価値の変動が、ヘッジされているリスクの変動について、その他の包括利益に認識される。差額、すなわちヘッジ非有効部分があれば、純損益に振り替える（第29項(c)参照）。ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の利得又は損失の処理が同じであるため、当審議会は、公正価値ヘッジ会計の仕組みには純額ポジションに対応するための変更を提案する必要はないと考えている。しかし、一部のヘッジ手段の利得又は損失が純損益に認識される場合（例えば、金利スワップに係る正味利息の発生計上）に、ヘッジ対象が純額ポジションであるときは、当該利得又は損失を独立の表示科目に表示すべきである。その理由は、当審議会がキャッシュ・フロー・ヘッジについて損益計算書上の表示に関して考えたのと同じである。

純額ポジションを構成する項目グループのヘッジに関するヘッジ対象の識別

- BC178 当審議会は、純額ポジションのヘッジ会計を適用する企業がヘッジ対象をどのように識別すべきかを検討した。当審議会は、ヘッジ会計の仕組みをヘッジ対象ポジションに適用するとすれば、企業は総額ポジションの組合せを指定する必要があると結論を下した。したがって、当審議会は、企業は単なる抽象的な純額ポジション（すなわち、純額ポジションが生じる基となる総額ポジションを構成する項目を特定していない）をヘッジ対象として指定することができないと決定した。

純額ポジションがゼロとなる純額ポジションを構成する項目グループのヘッジ

- BC179 企業がリスクを純額ベースで管理してヘッジする場合に、ヘッジ対象からの正味のリスクがヘッジ関係においてヘッジ手段とともに指定されることがある。このようなベースでヘッジを行っている企業について、当審議会は、偶然の一致により特定の期間のヘッジ対象の純額ポジションがゼロとなる状況があるかもしれないことを認識した。
- BC180 当審議会は、企業がリスクを純額ベースでヘッジしている場合に、ゼロの純額ポジションをヘッジ会計に適格とすべきかどうかを検討した。このようなヘッジ関係は、金融商品を全く含んでいなければ、全体がヘッジ会計の範囲外である可能性もある。さらに、ヘッジ会計に適格とするのは、ヘッジ関係は適格なヘッジ対象と適格なヘッジ手段の両方を含んでいなければならないという一般的な要求事項と不整合となる。
- BC181 しかし、当審議会は、ゼロの純額ポジションへのヘッジ会計の適用を禁止した場合の会計上の結果は、そうでなければ純額ベースでヘッジ（適格なヘッジ手段で）してヘッジ会計を適用するはずの企業の財務報告を歪める可能性があることに留意した。例えば、
- (a) ヘッジ会計が認められた期間（純額ポジションが存在し、ヘッジ手段でヘッジされているため）には、取引は全体のヘッジされたレート又は価格を反映する。他方、

(b) ヘッジ会計が認められない期間（純額ポジションがゼロであるために）には、取引は実勢の直物レート又は価格で記録される。

BC182 したがって、当審議会は、ゼロの純額ポジションをヘッジ会計に適格とすべきだと提案している。しかし、当審議会は、このような状況は偶然的なものであるため、実務上はゼロの純額ポジションは稀であろうと予想している。

開 示

BC183 当審議会は、ヘッジ会計に適切なヘッジ関係の文脈で開示要求を検討した。したがって、企業がヘッジ会計を適用していない場合には、提案しているヘッジ会計の開示は適用されない。これらの要求事項が確定された時には、その開示は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に組み込まれる予定である。

BC184 審議中に当審議会は、財務諸表の利用者とのアウトリーチ活動を行った。このアウトリーチには、表示及び開示に関する意見の募集が含まれていた。当審議会は、それらのアウトリーチ活動から受け取った回答を、提案しているヘッジ会計の開示を開発するために利用した。

BC185 当審議会は、利用者の多くは財務諸表でのヘッジ会計の開示を有用と見ていないと聞かされた。多くの人々は、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示は企業のヘッジ活動に関して透明性を提供していないとも考えている。

BC186 企業のヘッジ活動に関する透明性を高める情報を提供するために、当審議会は、特定の目的に合致するヘッジ会計の開示を提案している（第 40 項参照）。明確な開示目的により、企業が財務諸表の利用者にとって有用で目的適合性のある情報を提供する際に判断を適用できるようになる。

BC187 以下のサブセクションでは、提案しているヘッジ会計の開示に関する当審議会の考慮事項を示している。

全般的な考慮事項

開示の場所

BC188 当審議会は、ヘッジ会計のすべての開示を企業の財務諸表の中の 1 つの場所で表示すべきだと提案している。しかし、そうした情報がすでに他の場所で開示されている場合には、重複を避けるために、企業がその情報を相互参照によって組み込むことを認めるべきだと当審議会は決定した。これは IFRS 第 7 号で参照によって組み込むことのできる一部の開示について採用したアプローチと同様である。

リスク区分別の開示

BC189 当審議会は、認識と測定の実務事項は経済的なヘッジ活動を財務諸表に部分的にしか反映しておらず、ヘッジ活動に関する企業の報告の限界となっていることに留意した。したがって、当審議会は、次のことを考慮したアプローチにより、企業のヘッジ活動の透明性を高めることができると考えた。

(a) ヘッジ会計により捉えられている企業のリスク管理活動の明確な全体像を提供する情報（この情報は、必ずしも主要財務諸表では提供されない）

(b) 主要財務諸表に含まれている情報

BC190 財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供するためには、主要財務諸表に含まれているヘッジ会計の情報と主要財務諸表に含まれていないヘッジ会計の情報との間に明確な関連付けがあるべきである。このような関連付けを与えるために、当審議会は、企業はヘッジ会計の開示をリスク区分ごとに示すべきだと提案している。したがって、企業はリスク区分別に次の情報を開示すべきである。

(a) 主要財務諸表に含まれていない情報（BC192 項から BC196 項参照）

(b) 主要財務諸表に含まれている情報（BC197 項から BC204 項参照）

BC191 当審議会は、開示の分解が必要となるリスク区分を規定しないことを決定した。当審議会の考えでは、企業は、ヘッジを通じてリスクをどのように管理しているかに基づいて、判断を用いてリスクの区分をすべきである。しかし、企業は、提案しているヘッジ会計の開示のすべてを通じて統合的にリスク区分を適用すべきである。

リスク管理戦略

BC192 財務諸表の利用者は、企業のリスク管理戦略がどのようにリスクの管理に適用されているかを理解する必要がある。それぞれのリスクに対する企業のリスク管理戦略を理解することは、開示されている会計情報を利用者が理解するのに役立つ。

BC193 したがって、当審議会は、企業はリスクの各区分についてリスク管理戦略の説明を示すべきだと提案している。リスク管理戦略の開示は、企業がヘッジすることを決定してヘッジ会計を適用しているリスクのみに関係する。

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

BC194 当審議会は、ヘッジ会計の開示の目的を満たすためには、企業は十分な定量的情報を提供して、それぞれの具体的なリスクに対するリスク管理戦略が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響するのかを、財務諸表の利用者が理解するのに役立つようにする必要があると決定した。この文脈において、リスク・エクスポー

ジャーとは、企業がヘッジすると決定してヘッジ会計を適用しているリスクのみを指す。

BC195 したがって、当審議会は、企業が次の情報を提供すべきだと提案している。

- (a) 企業が管理しているリスク・エクスポージャー及び企業がそのエクスポージャーをどの程度ヘッジしているかに関する定量的情報
- (b) ヘッジ関係（報告日現在で存在しているもの）が純損益に影響を与えると予想される将来の各期間についての当該情報の内訳

BC196 当審議会は、企業はヘッジ関係のヘッジ非有効部分の発生原因に関する情報を、それぞれの具体的なリスク区別に開示すべきだと提案している。当審議会の考えでは、これは、純損益に認識されているヘッジ非有効部分の理由を利用者が識別する助けとなる。また、ヘッジ関係がどのように純損益に影響するのかを利用者が判断する助けともなる。

ヘッジ会計の主要財務諸表に対する影響

BC197 ヘッジ会計の1つの役割は、ヘッジ対象の会計処理とヘッジ手段の会計処理との間の認識上及び測定上の不合理を最小限にすることである。したがって、ヘッジ会計の開示は、企業がこうした認識上及び測定上の不合理をどのように最小化しているかについての透明性を高めるものとすべきである。そうすることにより、ヘッジ会計が企業の包括利益計算書及び財政状態計算書にどのように影響を与えたかを利用者が識別するのに役立つ。

BC198 ヘッジ会計が包括利益計算書及び財政状態計算書に与えている影響に関する情報を提供するため、当審議会は、情報をリスク区別とヘッジ種類別に区分した表形式で表示する開示を提案している。開示を表形式で示すことにより、関連性のある数値及びそれらが企業の包括利益計算書及び財政状態計算書に与えている影響を、利用者が明確に識別できるようになる。

BC199 当審議会のアウトリーチ活動の間に、利用者は、企業のヘッジ活動をヘッジ関係の種類別（例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジ）に分析していないと述べた。彼らは、企業が管理しているリスクとヘッジ後の結果を理解することの方が重要だと述べた。しかし、ヘッジ会計が包括利益計算書及び財政状態計算書に与えている影響に関する情報を効果的に提供するためには、その情報は適用されている会計処理（例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計又は公正価値ヘッジ会計）を反映すべきである。当審議会は、提案している表がリスク区別とヘッジ種類別に作成されれば、会計情報とリスク管理情報との間の十分な関連付けを提供することになると考えている。

BC200 当審議会は、表形式で開示すべき情報の集計又は分解のレベルの指定を提案しないことを決定した。企業は、集計又は分解の適切なレベルを決定する際に判断を適用すべきである。しかし、当審議会は、企業は集計又は分解の適切なレベルを検討する際に、他の

開示要求（例えば、IFRS 第 7 号における公正価値の開示）を考慮すべきだと提案している。例えば、公正価値で開示され測定されている金額を、公正価値の開示と提案しているヘッジ会計の開示との間で利用者が比較できるようにすべきである。

- BC201 キャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、企業がヘッジ手段に係る利得又は損失をその他の包括利益に繰り延べることを要求している（公開草案の第 29 項参照）。繰り延べた金額は、持分変動計算書においてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に反映される。IAS 第 1 号は、資本の各内訳項目について期首と期末の帳簿価額間の調整表を作成することを企業に要求している。ヘッジ会計の開示の目的に従って、当審議会は、IAS 第 1 号で要求している調整表は、ヘッジ会計が包括利益計算書に与えている影響を識別する情報と同じレベルの詳細さとすべきだと提案している。当審議会は、調整表をリスクの種類別とすることも提案している。当審議会は、このような開示により、財務諸表の利用者が、ヘッジ会計が資本及び包括利益計算書に与えている影響を評価できると考えた。

その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値

- BC202 当審議会は、企業がオプションの時間的価値を区分して本源的価値のみを（ヘッジ手段として）指定することを選択している場合の、オプションの時間的価値に関するその他の包括利益に関連した会計上の要求事項を提案している（第 8 項(a)参照）。したがって、当審議会は、これらの提案によりその他の包括利益に認識される金額に関する開示も検討した。
- BC203 当審議会は、IAS 第 1 号が資本の各内訳項目について期首と期末の帳簿価額間の調整表を作成することを企業に要求していることに留意した。したがって、IAS 第 1 号の結果として、企業は、その他の包括利益に累積されたオプションの時間的価値に関連した金額及びその残高の増減を開示することとなる。
- BC204 しかし、当審議会は、その他の包括利益の累計額の調整表を示す際に、取引に関連したヘッジ対象と期間に関連したヘッジ対象とを企業は区別すべきだと提案している。この分解は、その他の包括利益のどのような累計額が時の経過とともに費用となり、どのような金額が特定の取引の発生時に振り替えられるのかに関する追加的な情報を提供する。

その他の考慮事項

- BC205 企業は、ヘッジ会計に（種々の理由で）適格とならないかもしれない特定のリスクを管理するための取引を行うかもしれない。例えば、ヘッジ対象又はヘッジ手段としての指定に適格でない項目である。このような取引に関する情報により、企業がなぜ取引を行ったのか、また、特定のリスクをどのように管理しているのかを、当該取引がヘッジ会計に適格とならない場合であっても、利用者が理解できるようになるかもしれない。
- BC206 しかし、当審議会は、このような開示を強制すると、企業のリスク管理のどの部分がこ

の開示の目的に関連するのかを決定して、この開示要求を運用可能にするためにこの部分を定義することが必要となると考えた。当審議会は、これはヘッジ会計プロジェクトの一部としては実行可能ではなく、もっと広範な一般的な範囲となると考えた。

BC207 さらに、財務諸表の利用者は、企業のヘッジ活動に関する情報を、経営者の報告や財務報告以外の情報源から入手できることが多い。それにより、なぜヘッジ会計の達成が困難となるかもしれないのかの合理的な概観が得られることが多い。このため、当審議会は、ヘッジ会計の適用がない場合のヘッジに関する開示を提案しないことを決定した。

ヘッジ会計の会計上の代替案

BC208 ヘッジ会計の役割の 1 つは、ヘッジ対象の会計処理とヘッジ手段の会計処理との間の認識上及び測定上の不合理を最小限にすることである。当審議会は、ヘッジ会計を通じて認識上及び測定上の不合理を最小化することを企業に要求せずに、項目の認識及び測定の要求事項を変更できる可能性のある 2 つの状況を検討した。当審議会は、次の文脈における認識及び測定の要求事項を変更することを検討した。

(a) 非金融商品項目に係る契約の会計処理

(b) クレジット・デリバティブを用いた信用リスクのヘッジの会計処理

非金融商品項目に係る契約をデリバティブとして会計処理する

BC209 IAS 第 39 号に従って会計処理される契約には、非金融商品項目の売買契約のうち現金で純額決済（金融商品の交換による他の金融商品での純額決済を含む）できるものが、あたかも当該契約が金融商品であるかのように含まれる。さらに、IAS 第 39 号は、非金融商品項目が現金で純額決済できるさまざまな方法があると明記している。例えば、契約条件で明示されていなくても、企業が同様の契約を現金で純額決済する慣行を有している場合には、契約は現金で純額決済されるものとみなされる。

BC210 しかし、このような契約が、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受渡しの目的で行われて保有され続けている場合には、IAS 第 39 号の範囲から除外される、これは一般に IAS 第 39 号の「自己使用」の例外と呼ばれている。IAS 第 39 号における「自己使用」の例外は、ほとんどが商品の購入又は販売の契約に適用されている。

BC211 コモディティ契約が IAS 第 39 号の範囲内となってデリバティブの定義を満たすことは珍しくない。コモディティ契約の多くは、現金での純額決済の要件を満たす。多くの場合、コモディティは容易に換金可能だからである。こうした契約がデリバティブとして会計処理される場合には、公正価値で測定され公正価値の変動は純損益に認識される。

企業がコモディティ契約の公正価値の変動をヘッジするためにデリバティブ取引を行う場合には、当該デリバティブも公正価値で測定し公正価値の変動を純損益に認識する。コモディティ契約とデリバティブの公正価値の変動は純損益に認識されるので、企業はヘッジ会計を必要としない。

BC212 しかし、コモディティ契約が IAS 第 39 号の範囲内ではない状況では、通常の販売又は購入の契約（未履行契約）として会計処理される。したがって、企業が IAS 第 39 号の範囲内ではない商品供給契約から生じる公正価値又はキャッシュ・フローのエクスポージャーの変動をヘッジするためにデリバティブ契約を行う場合には、会計上のミスマッチが生じる。これは、デリバティブの公正価値の変動が純損益に認識される一方で、商品供給契約の公正価値の変動は認識されないからである（契約が不利である場合を除く）。

BC213 この会計上のミスマッチを解消するために、企業はヘッジ会計を適用できる。商品供給契約（確定約定の定義に該当する）を公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。したがって、商品供給契約は公正価値で測定され、その変動はデリバティブの公正価値の変動を相殺する（有効である範囲内で）。しかし、こうした状況におけるヘッジ会計は管理上煩雑であり、公正価値会計よりも意味のない結果を生じさせることが多い。さらに、企業は大量のコモディティ契約を行い、その大量の契約の中で一部のポジションは互いに相殺し合うことがある。したがって、企業は通常は純額ベースでヘッジを行う。さらに、多くの事業モデルにおいては、この純額ポジションには商品在庫のような現物保有のポジションも含まれている。純額ポジションは通常は一日ごとに監視、管理及び調整が行われる。純額ポジションの頻繁な変動とそれにより純額ポジションが頻繁にゼロ又はその近くに調整されることにより、企業は、ヘッジ会計を適用しようとするならば、公正価値ヘッジ関係を頻繁に調整しなければならなくなる。

BC214 当審議会は、こうした状況ではヘッジ会計は効率的な解決策ではないことに留意した。企業はデリバティブ、未履行契約及び現物保有のポジションの純額ポジションを動的な方法で管理しているからである。したがって、当審議会は、IAS 第 39 号の範囲を修正してこうした状況においてはコモディティ契約をデリバティブとして会計処理することを認めるようにすることを検討した。当審議会は、IAS 第 39 号の範囲を修正するための 2 つの代替案を検討した。

(a) 企業がコモディティ契約をデリバティブとして会計処理する選択（すなわち、自由選択）を認める。

(b) コモディティ契約が企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブとして会計処理する。

BC215 当審議会は、コモディティ契約をデリバティブとして会計処理する選択を企業に与えるということは、選択制による「自己使用」の例外に等しくなることに留意した。これは、米

国会計基準における会計処理と同様となる。このアプローチは、実質的には、企業が「自己使用」の例外かデリバティブの会計処理かの選択を当初又は後日に行うことを認めることになる。いったん企業が例外の適用を選択したら、その選択を変更してデリバティブの会計処理に切り替えることはできない。

BC216 しかし、当審議会は、こうしたアプローチは次のような理由で IAS 第 39 号のアプローチと整合しないことに留意した。

- (a) IAS 第 39 号に従った会計処理は、非金融商品項目の売買契約を行って保有し続けている目的（「自己使用」のためかどうか）によって決まる。これは、契約の目的に左右されない自由選択とは異なる。
- (b) IAS 第 39 号に従うと、同様の契約が純額決済されてしまう場合には、非金融商品項目の売買契約のうち現金で純額決済できるものは、デリバティブとして会計処理しなければならない。したがって、自由選択は、同様の契約が現金で純額決済されたかどうかに関係なく、コモディティ契約をデリバティブとして会計処理することを企業に認めることになる。

したがって、当審議会は、企業がコモディティ契約をデリバティブとして会計処理することを選択できるという提案をしないことに決定した。

BC217 これに代えて、当審議会は、コモディティ契約が企業の基礎となる事業モデル及び当該契約の管理方法に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を適用することを検討した。したがって、決済の実際の形態（すなわち、現金で純額決済されたかどうか）は適切な会計処理の評価に関して決定的なものとはならない。その代わりに、企業は、目的（決済の実際の形態だけに基づく）だけではなく、その契約がどのように管理されているかも考慮する。結果として、企業の基礎となる事業モデルが変化して、企業がそのコモディティ契約を公正価値ベースで管理しなくなった場合には、その契約は「自己使用」の例外に復帰することとなる。これは金融商品についての公正価値オプションの利用の要件と整合的である（すなわち、会計上のミスマッチをなくすか又は当該金融商品が公正価値ベースで管理されている場合）。

BC218 したがって、当審議会は、デリバティブの会計処理を適用しなければ「自己使用」の例外に該当することとなる契約が、企業の公正価値ベースのリスク管理戦略に従ったものである場合には、デリバティブの会計処理を適用することを提案している（他の IFRS への修正に関しては付録 C 参照）。当審議会は、このアプローチは、事業全体を公正価値ベースで管理する企業の財政状態及び業績を忠実に表現し、財務諸表の利用者にさらに有用な情報を提供するとともに、企業にとってはヘッジ会計の適用よりも負担が少ないと考えている。

信用リスクをクレジット・デリバティブでヘッジする

- BC219 多くの金融機関は、融資活動から生じる信用リスク・エクスポージャーを管理するためにクレジット・デリバティブを頻繁に使用している。例えば、信用リスク・エクスポージャーのヘッジにより、金融機関が貸出金又はローン・コミットメントに係る貸倒損失のリスクを第三者に移転できるようになる。信用リスクのヘッジは、貸出金又はローン・コミットメントに関する規制上の所要自己資本を減少させ、同時に金融機関が貸出金の名目的な所有権と顧客との関係を維持することを可能にするかもしれない。与信ポートフォリオの管理者は、クレジット・デリバティブを頻繁に利用して、特定のエクスポージャー（例えば、特定の顧客への貸出枠）又は銀行の全体の貸出ポートフォリオの一定割合の信用リスクをヘッジしている。
- BC220 しかし、クレジット・デリバティブを利用して信用リスクを管理する金融機関は、一般的にヘッジ会計を達成していない。金融商品項目の信用リスク部分をヘッジ対象としての適格要件を満たす構成要素として分離し測定することが運用上困難（不可能ではないとしても）だからである。リスクフリー金利と市場金利との間のスプレッドは、信用リスク、流動性リスク、資金調達リスク及び他の識別されていないリスク要素並びにマージン要素を織り込んでいる。スプレッドが信用リスクを含んでいると判断することはできるが、信用リスクのみに起因する公正価値の変動を分離し測定することは運用上困難である。
- BC221 一部の人は、クレジット・デフォルト・スワップの価格が金融資産の信用リスク要素の最善の測定値だと考えている。しかし、当審議会は、クレジット・デフォルト・スワップの価格算定を使用して金融商品（例えば、債券）の信用リスク要素を測定することには概念上難点があるかもしれないことに留意した。少なくとも、クレジット・デフォルト・スワップと負債性金融商品との間には次のような構造的な差異があるためである。
- (a) 資金——クレジット・デフォルト・スワップは合成商品であり資金を必要としない。他方、負債性金融商品は当初の現金支出を要する現金商品である。
 - (b) 債務不履行時の発生利息——債務不履行が生じた負債性金融商品は、直前の利払日と債務不履行発生日との間の発生利息を支払わないが、クレジット・デフォルト・スワップのプロテクション・バイヤーは、債務不履行発生日までの発生プレミアムを支払う。
 - (c) 相手方の信用リスク——クレジット・デフォルト・スワップのプロテクション・バイヤーには、プロテクション・セラーがクレジット・デフォルト・スワップ契約について債務不履行となるリスクがある。
 - (d) 定義されたクレジットイベント——クレジット・デフォルト・スワップのペイアウト

トのトリガーとなる事象は、必ずしも債務不履行ではない場合がある。

BC222 クレジット・デフォルト・スワップの価値と参照債務に固有の信用リスクとの間の差異を生じさせる他の側面として、次のものがある。

- (a) 「受渡最割安」オプションなどの特性
- (b) クレジット・デフォルト・スワップと債券の市場の流動性の差異
- (c) クレジットイベントの結果としてクレジット・デフォルト・スワップが決済される際の競売手続の効果
- (d) 「リストラクチャリング」クレジットイベントの解釈（及びその解釈についての関連した不確実性）

BC223 ヘッジ会計の要件が満たされていない場合に、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号は、企業が当初認識時に、基準の範囲内の金融商品を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを認めている。そうすることによって「会計上のミスマッチ」が解消又は大幅に低減することが条件である。しかし、公正価値オプションは当初認識時にしか利用できず、取消不能であり、金融商品の全体（すなわち、名目金額の全額）を指定しなければならない。貸出金及びローン・コミットメントの種々の運用上の特性及び資金引出行動のパターンのため、与信ポートフォリオの管理者は柔軟でアクティブなリスク管理戦略を行っている。与信ポートフォリオの管理者は、貸出金又はローン・コミットメントの 100%未満をヘッジすることが多い。貸出金又はローン・コミットメントの契約上の満期よりも長い期間のヘッジをすることもある。さらに、公正価値オプションは IAS 第 39 号の範囲内の金融商品にしか利用できない。信用リスクの管理の対象とされているローン・コミットメントの大半は、IAS 第 39 号ではなく IAS 第 37 号の範囲とされている。このため、大部分の金融機関は、制限と範囲のために、公正価値オプションの適用を選択していない（また、できないことが多い）。

BC224 結果として、クレジット・デフォルト・スワップを使用して貸出金ポートフォリオの信用リスクをヘッジしている金融機関は、貸出金ポートフォリオを償却原価で測定しており、ローン・コミットメントの大部分（すなわち、IAS 第 39 号の範囲除外に該当するもの）を認識していない。クレジット・デフォルト・スワップの公正価値の変動は、毎期に純損益に認識される（トレーディング勘定に関して）。その会計上の結果は、貸出金及びローン・コミットメントの利得及び損失と、クレジット・デフォルト・スワップの利得及び損失との「ミスマッチ」であり、それが純損益のボラティリティを生じさせる。当審議会のアウトリーチ・プログラムの間に、多くの利用者が、この結果は金融機関のリスク管理戦略の経済的実態を反映していないと指摘した。

BC225 本公開草案では、当審議会は、リスク要素がヘッジ対象として適格となるためには、独

立に識別可能で信頼性をもって測定可能でなければならないと提案している。前述のように、貸出金又はローン・コミットメントの信用リスク要素の測定は複雑である（第18項参照）。したがって、信用リスクのヘッジに対応するためには、この種類のリスク要素に特有の別の会計上の要求事項を開発するか、又は提案しているヘッジ会計の要求事項を大幅に修正（例えば、適格なヘッジ対象や有効性テストに関して）しなければならないことになる。

BC226 当審議会は、信用リスクをクレジット・デリバティブでヘッジする状況に対応するための3つの代替的アプローチを検討した。これらの代替案は、適格要件を条件に、ヘッジされる信用エクスポージャー（例えば、債券、貸出金又はローン・コミットメント）に関して、次のことを企業に認めるものである。

(a) 代替案 1

- (i) 当初認識時にのみ、純損益を通じて公正価値で測定する選択をすること
- (ii) 名目金額の構成要素を指定すること
- (iii) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止すること

(b) 代替案 2

- (i) 当初認識時又はその後に、純損益を通じて公正価値で測定する選択をすること（事後の場合には、その時点の帳簿価額と公正価値との間の差額は、直ちに純損益に認識する。）
- (ii) 名目金額の構成要素を指定すること
- (iii) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止すること

(c) 代替案 3

- (i) 当初認識時又はその後に、純損益を通じて公正価値で測定する選択をすること（事後の場合には、その時点の帳簿価額と公正価値との間の差額は、償却又は繰延べを行う。）
- (ii) 名目金額の構成要素を指定すること
- (iii) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止すること

BC227 純損益を通じて公正価値で測定する選択が利用できるのは、同一の信用リスクに基づくクレジット・デリバティブとの経済的関係が存在していて、それが当該金融商品とクレジット・デリバティブとの公正価値の変動の相殺を生じるような方法で管理されている金融商品についてである。しかし、追加的な適格要件が満たされる場合には、これは IAS

第 39 号及び IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメントにも適用される。当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定する選択のための次のような適格要件を検討した。

- (a) 当該金融商品とクレジット・デリバティブとの間の明確に定義された 1 組の関連付けが、名称の一致を通じて設定できること（すなわち、借手又はローン・コミットメントの保有者が、クレジット・デリバティブの参照企業と一致すること）
- (b) 優先順位（すなわち、当該金融商品の優先順位が、クレジット・デリバティブに従って引き渡される可能性のある金融商品の優先順位と一致すること）

BC228 上記の適格要件は、ヘッジされるエクスポージャーの中の信用リスク要素が測定できないという点以外ではヘッジ会計に適格となるような信用リスクの経済的ヘッジに対応する目的で示したものである。上記の適格要件は、規制上の要求事項や金融機関の現在の事業慣行の基礎となっているリスク管理戦略とも整合的である。

BC229 中止に関しては、当審議会は次のような要件を検討した。

- (a) クレジット・デリバティブの期間満了、売却、終結又は決済により、会計上のミスマッチがもはや存在しなくなること
- (b) 当該金融商品の信用エクスポージャーが、例えば次のような理由で、もはや公正価値ベースでクレジット・デリバティブを使用して管理されなくなること
 - (i) 借手の信用度の改善
 - (ii) 当該金融機関に課されている自己資本規制の変更

BC230 純損益を通じて公正価値で測定する選択の論拠を考えると、企業は通常、上記の中止の要件に該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止するであろう。それによりエクスポージャーを管理している方法（すなわち、信用リスクがもはや公正価値ベースで管理されていない）との一致が確保されるからである。当審議会は、中止の要件が適用される状況においては、当該金融商品は、もし純損益を通じて公正価値で測定する会計処理をすでに選択していなかったならば、その選択にそれ以上は適格とはならないであろうことに留意した。したがって、当審議会は、中止の要件が満たされている場合には、純損益を通じた公正価値での測定中止を強制（任意ではなく）とすることが論理的だと考えた。

BC231 代替案 1 では、適格要件が満たされている場合には、金融商品の名目金額の一部（名目部分）について純損益を通じて公正価値で測定する選択を認める。これは当初認識時のみ利用できる。純損益を通じての公正価値での測定は、適格要件が満たされた場合には中止することができる。IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメントも、こ

の代替案に従えば、適格要件が満たされている場合には適格となり得る。代替案 1 に従うと、純損益を通じて公正価値で測定するのを中止した日現在の当該金融商品の公正価値が、みなし原価となる。IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメントについては、IAS 第 37 号の測定及び認識の要件が適用されることになる。

BC232 代替案 1 は名目部分について選択を認める。当審議会は、IAS 第 39 号の公表時に、名目金額の構成要素の指定を認めると利益操作の誘因を与える可能性があるとの懸念があったことに留意した。これが、IAS 第 39 号がこうした指定を禁止した理由であった。しかし、当審議会は次のことに留意した。

- (a) 信用リスクのヘッジの目的上、事業モデルは貸出金（又はローン・コミットメント）の保有に関するものである。これは次の理由による。
 - (i) 投資適格の銀行貸出金はおおむね流動性の低い金融商品であるため、売却されることは多くない。
 - (ii) このような貸出金の多くは信用枠（ローン・コミットメント）から生じるものであり、コミットメントの保有者は、潜在的な二次的投資家への譲渡に同意しないであろう（信用枠提供者の信用度が信用枠にとって非常に重要であるため）。
 - (iii) これらの金融商品を銀行が使用しているのは、通常、他のサービス及び商品の事業機会（抱き合わせ販売）を生み出す顧客との関係の基礎とするためである。
- (b) IFRS 第 9 号の範囲内の金融商品については、会計上のミスマッチは、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類されていない金融商品についてのみ生じる。償却原価で測定するものに分類される貸出金は、事業モデルによる判定の対象となるが、これは、それらが契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とした事業モデルの中で保有されていることを意味する。当審議会は、この文脈における利益操作の問題に、償却原価で測定する資産の認識の中止で生じた利得又は損失に関する情報を要求することにより対処した。この情報により、財務諸表の利用者が、売却及びそれに関連した利得及び損失の程度と頻度を理解できるようになる。
- (c) IFRS 第 9 号の範囲外のローン・コミットメントについては、事業モデルの関係上（上記(a)参照）、ローン・コミットメントの売却は貸出金よりも可能性が低い。さらに、現金で純額決済できるか、又は引き出された貸出金が売却されるようなローン・コミットメントは、IFRS 第 9 号の範囲内であるため、純損益を通じて公正価値で測定する分類が強制的に適用される。したがって、貸出金について該当する上記の考慮はローン・コミットメントにも当てはまる（情報の同等の開示が要求されることを前提に）。

BC233 当審議会は、代替案 1 の重大な欠点として、実務上多くの場合（金融機関がエクスポー

ジャーに関する信用プロテクションを当該エクスポージャーの当初認識後に取得した場合)に、この代替案は信用リスク管理戦略と合致せず、その効果を反映しないことに留意した。代替案 1 の利点は、当審議会が検討した他の代替案よりは複雑性が低いことである。純損益を通じて公正価値で測定する選択を当初認識(又はローン・コミットメントの開始)後に行うことを禁止することにより、その後の時点における金融商品の帳簿価額と公正価値との間の差額は発生しなくなる。

- BC234 代替案 1 に従った当初認識時における純損益を通じて公正価値で測定する選択に加えて、代替案 2 は、その選択を当初認識後にも認める。これは、純損益を通じて公正価値で測定することを以前に選択したエクスポージャーについて、この選択が再び利用できることを意味する(この選択が当初認識時に限定されている場合には論理的に適用できない)。一例は、変動性の大きい長期のエクスポージャーが、以前に悪化してその後にクレジット・デフォルト・デリバティブでプロテクトされ、それから大きく改善したためにクレジット・デリバティブを売却したが、それからまた悪化して再びプロテクトされたという場合である。これは、一定の信用度又はリスクのレベル以下に下落したエクスポージャーをプロテクトする信用リスク管理戦略を使用している企業が、会計処理をリスク管理と合致させることができるようにするものである。
- BC235 当審議会は、金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する選択を当初認識後に行った場合には、帳簿価額と公正価値との間の差額が生じる可能性があることに留意した。この差額は、測定基礎の変更(例えば、貸出金の償却原価から公正価値へ)の結果である。当審議会は、この種類の差額を測定変更修正と考えている。代替案 2 は、測定変更修正を直ちに純損益に認識することを提案している。純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を中止した日現在で、公正価値がみなし原価となる(代替案 1 と同様)。その金融商品が以前の中止の後に再び選択される場合には、その日現在の測定変更修正も直ちに純損益に認識される。
- BC236 代替案 2 の大きな利点は、会計上のミスマッチを解消し、より首尾一貫した目的適合性の高い情報をもたらすことである。それは信用エクスポージャーがどのように管理されるのかを反映する。信用エクスポージャーは信用リスク・ポートフォリオ管理者によりアクティブに管理されている。代替案 2 は、そうしたアクティブで柔軟なリスク管理アプローチの効果を適切に反映できるようにし、信用エクスポージャーとクレジット・デリバティブとの間の測定の不整合を大幅に低減する。
- BC237 代替案 2 の欠点は、代替案 1 よりも複雑となることである。さらに、利益操作の影響を受けやすいように見えるかもしれない。企業は、金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する選択をいつ行うか、したがって、その日現在の帳簿価額と公正価値との差額をいつ純損益に認識するのかを決定することができる。測定変更修正を純損益に直ちに認識することの会計上の影響により、企業が純損益を通じて公正価値で測定する選択を思

いとどまることもあるかもしれない。例えば、市場の信用懸念のために公正価値がすでにその貸出金の帳簿価額よりも下落している時に、企業が信用プロテクションを外すことを決定した場合、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を選択すると、直ちに損失を認識することになる。

BC238 他方、測定変更修正を純損益に直ちに認識することの利点は、代替案 3 よりも運用が単純となることである。代替案 3 は、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理と其中止に関しては代替案 2 と同じ適格要件を示している。したがって、やはり金融機関の信用リスク管理戦略を反映した会計上の結果を可能にする。

BC239 代替案 2 と代替案 3 との間の重要な差異は、測定変更修正の処理である（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を信用エクスポージャーの当初認識後に選択した場合に金融商品の帳簿価額と公正価値との間に生じる可能性のある差額）。代替案 3 は、測定変更修正を貸出金については償却し、IAS 第 37 号の範囲に含まれるローン・コミットメントについては繰り延べることを提案している。

BC240 より具体的には、代替案 3 は測定変更修正に関して次のことを提案している。

- (a) IFRS 第 9 号の範囲内の貸出金については、
 - (i) 測定変更修正を当該金融商品の存続期間にわたって償却する。
 - (ii) 測定変更修正に公正価値を加えた額が帳簿価額よりも大きい場合で、その貸出金が継続して償却原価で測定されてきたものであるときは、償却原価を超える金額は減損として認識する（未償却の測定変更修正の範囲で）。
 - (iii) 中止の日における測定変更修正の未償却額を、新しいみなし原価としての当該金融商品の公正価値に加算する。
- (b) IAS 第 37 号の範囲内のローン・コミットメントについては、測定変更修正を次のいずれか早い方まで繰り延べる。
 - (i) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理の中止
 - (ii) IAS 第 37 号に従った引当金の認識（すなわち、「蓋然性」の閾値を満たした時）

BC241 代替案 2 と同様に、代替案 3 の大きな利点は、会計上のミスマッチを解消し、より首尾一貫した目的適合性の高い情報をもたらすことである。代替案 3 は、アクティブで柔軟なリスク管理アプローチの効果を適切に反映できるようにし、信用エクスポージャーとクレジット・デリバティブとの間の測定の不整合を大幅に低減する。代替案 3 の代替案 2 に対する利点は、利益操作の影響を受けにくく、エクスポージャーの公正価値がすでに下落している場合のエクスポージャーの当初認識後のシナリオにおいて、純損益を通

じて公正価値で測定する選択を妨げないことである。

BC242 しかし、代替案 3 の欠点は、代替案の中で最も複雑となることである。当審議会は、代替案 3 に従った測定変更修正には表示上の問題があることに留意した。この測定変更修正は財政状態計算書において次のような方法で表示される可能性がある。

- (a) エクスポージャーの帳簿価額の不可分の一部として（すなわち、貸出金の公正価値に加算することが考えられる）。これは、公正価値でも償却原価でもない混合的な金額となる。
- (b) 信用エクスポージャーを含んだ表示科目の次に独立の表示科目として表示。これは、貸借対照表（財政状態計算書）の追加的な表示科目となり、ヘッジ調整と混同される可能性がある。
- (c) その他の包括利益に表示

BC243 貸出金の測定変更修正の償却に係る期間費用は、包括利益計算書に次のようなものとして表示される可能性がある。

- (a) 金利収益（の一部）。しかし、当審議会は、その償却に係る金融商品は、もはや償却原価では測定されない（純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を選択したことを考えると）ので、この表示は金利収益の認識に関する要求事項と不整合となることに留意した。
- (b) その他の利得又は損失

BC244 当審議会は、開示が測定変更修正に関する透明性を与える可能性があることに留意した。当審議会は、期中の測定変更修正の残高の変動の調整表を検討した。それには、例えば次のような調整項目が含まれることとなる。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を選択した結果としての増加
- (b) 取崩し
 - (i) 償却
 - (ii) 減損
 - (iii) 中止
 - (iv) 貸倒引当金への振替
- (c) 外国為替レート変動の影響

BC245 当審議会は、クレジット・デリバティブの名目金額及び公正価値の調整表も検討した。

金融商品の信用エクスポージャーを管理するのに使用されたもののうち、純損益を通じて公正価値で測定する会計処理に適合で、その処理を選択したものについてである。

- BC246 しかし、当審議会が検討した 3 つの代替案が持ち込むこととなる複雑性を考慮して、当審議会は、ヘッジされる信用エクスポージャー（貸出金及びローン・コミットメントなど）の名目金額の一部について選択的な公正価値会計を認めることは提案していない。

発効日及び経過措置

- BC247 IFRS 第 9 号の発効日と整合させるため、当審議会は、発効日として 2013 年 1 月 1 日以後開始する会計期間を提案している。早期適用は認められる。ただし、以前の決定に従い、提案されているヘッジ会計の要求事項を企業が適用できるのは、既存の IFRS 第 9 号の要求事項をすべて採用している場合か、又は提案されているヘッジ会計の要求事項を採用すると同時にそれらを採用する場合のみとされる。
- BC248 IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、遡及適用が利用者にとって最も有用な情報をもたらすと述べている。IAS 第 8 号は、遡及適用が実務上不可能でない限り、遡及適用は望ましい移行のアプローチであるとも述べている。このようなシナリオにおいては、企業は比較情報を実務上可能な最も早い日から修正する。これらの要求事項に従い、IFRS 第 9 号は遡及適用を要求している（特定の状況において若干の救済措置がある）。
- BC249 本公開草案における提案は IAS 第 39 号の要求事項からの大幅な変更である。しかし、その提案に従えば、ヘッジ会計関係の指定は将来に向かってのみ行うことができる。したがって、遡及適用は適用できない。
- BC250 当審議会は、2 つの代替的アプローチを検討した。
- (a) 新たなヘッジ関係についてのみ将来に向かって適用
 - (b) すべてのヘッジ関係について将来に向かって適用
- BC251 当審議会は、新たなヘッジ関係についてのみヘッジ会計の将来に向かっての適用を行うアプローチを棄却した。このアプローチは、IAS 第 39 号に従って設定されたヘッジ関係についてヘッジ会計が中止されるまで IAS 第 39 号の現行のヘッジ会計モデルを残すことを要求することとなる。また、提案されている開示が、提案されたモデルに従って会計処理されるヘッジ会計についてのみ提供されることとなる。このアプローチは、2 つのモデルを同時に適用するという複雑性が伴うとともに、不整合で解釈が困難な 1 組の開示を生じることにもなる。ヘッジ関係の中には長期のものがあるため、2 つのヘッジ会計モデルが潜在的に長期間にわたって共存することとなる。したがって、財務諸表の

利用者にとって、これは企業間の比較可能性についての懸念を生じさせる。

- BC252 したがって、当審議会は、提案されているヘッジ会計の要求事項をすべてのヘッジ関係について将来に向かって適用することを提案している。このアプローチは、2つのモデルを同時に適用しなければならないという問題を解決する。このアプローチは、いくつかの1回限りの経過措置を認めて、「適格」なヘッジ関係が現行のモデルから提案されているモデルに移ることができ、したがって、提案されている要求事項に採用日から従うこととなるようにしている。
- BC253 当審議会は、IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正は提案していない。これは、初度適用企業は、リスク管理により定義された考え得るヘッジ関係の全体を見て、どれが提案されているモデルに従った適格要件に準拠しているのかを判定する必要があるからである。これらは移行日以前に文書化すべきである。これは既存のIFRS採用企業に対して当審議会が提案している経過措置と整合的である。提案されているアプローチは、現行のIFRS第1号の経過措置とも整合的である。そこでは、企業がある取引をヘッジとして指定していたが、ヘッジがIAS第39号における適格要件を満たしていない場合には、企業はヘッジ会計を中止しなければならないとしている。
- BC254 当審議会は、最近、意見募集「発効日と移行方法」を公表した。この文書は、新しい財務報告の要求事項に適切に対応するのに要する予想される時間及び労力、並びに当該変更の費用対効果の高い管理を容易にする採用の日程と順序に関して、意見を得るために公表された。当審議会は、ヘッジ会計の経過措置を最終確定する際に、当該文書及び本公開草案の経過措置の提案に対して受け取ったコメントを考慮に入れる。

ジョン・T・スミス氏の代替的見解

AV1 スミス氏は、公開草案「ヘッジ会計」の公表を支持しない。確定された場合に、その提案は財務報告の改善とはならないと考えるからである。複雑性を低減し、ヘッジ会計を妨げている人工的な障害を取り除くという目的には同意しているが、本公開草案の定めが多くは、運用可能ではなく、厳格さに欠け、意図せざる影響を生じるものとなると彼は考えている。特に懸念しているのは、一部の定めが、ヘッジ非有効部分を識別して純損益に認識すべきだという基本原則と、ヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象の価値の変動をほとんど相殺するであろうという高い期待がなければならぬという基本的な適格要件とを、危うくしていることである。また、スミス氏の考えでは、この提案は、ヘッジ会計の利用を不適切に拡大し、そうでなければ原価又は償却原価で計上される資産及び負債並びにそれらの特定のポジションの測定属性を変更する実質上の自由選択を与え、IFRS 第 9 号「金融商品」の現行の定めと両立しない上にそれらを回避する手段を与え、比較可能性を低下させるものである。

ベースス・リスクとヘッジされていないポジションとの区別

AV2 スミス氏は、経営者が金融資産又は非金融資産のいずれかの一部をヘッジ対象として指定できるようにすべきであることに同意する。したがって、非金融資産をヘッジ対象とすることを禁止している IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における適格要件の削除を支持する。しかし、本公開草案の定めにおけるヘッジされる部分を決定できる方法については反対している。それはベースス・リスクをヘッジされていない残余ポジションとして性格付ける効果を有しているからである。本公開草案は、ある項目の一部が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、ヘッジされるリスクとして指定することができることを明示している。スミス氏は、この条件は実質的に土台が崩されていてほとんど役に立たないと考えている。他のガイダンスで、ヘッジ対象は契約上明示されていない部分でも推定される部分でもよいと明示しているからである。また、B15 項(b)の例示がさらにこの条件を弱めていると考えている。ジェット燃料の価格の中の推定されたリスクは、契約の年数によっては、軽油と原油の両方にはなり得ないからである。スミス氏は、ヘッジされている部分を識別する際に、残余部分、すなわち全体の中のヘッジの対象となっていない部分についての考慮がないことも懸念している。彼の考えでは、ある部分と残余部分との間に相互依存関係がある場合には、その部分を全体から分離することを認めるべきではない。同様に、契約上明示されていない部分を全体から分離することも、その部分と残りの残余部分を、それらの価格の合計が全体の価格と等しくなるように独立に価格設定できない場合には、認めるべきではない。各部分の価格が、その合計が全体の価格に等しくなるように独立して分離して測定できるようにすることを確保する要求がないと、非有効部分を生じるベースス差額が認識されなく

なる。スミス氏の考えでは、本公開草案の上記の定めは、ベシス・リスクをヘッジされていない残余部分として扱って、それにより非金融商品項目と金融商品の両方に係るヘッジ関係における非有効部分の認識を実質的に取り除き、本当の非有効部分を曖昧にする手段を与えるものである。

「80%から125%」テストの廃止

- AV3 スミス氏は、80%から125%の有効性テストの廃止に同意している。このテストは遡及適用することが要求され、テストに合致しなかった場合にはヘッジ会計の中止を要求し、それにより、ヘッジ手段の価値の変動を相殺するヘッジ対象の価値の変動を認識することを妨げていたからである。しかし、スミス氏は、本公開草案で示されている継続的な有効性テストは、ヘッジ会計の基礎を提供するのに十分な厳格さではないと考える。ヘッジ会計が極めて有効となることを確保しようとしていないからである。本公開草案は、ヘッジ関係は企業が意図的にオーバーヘッジやアンダーヘッジをしないようにするために中立であることを要求している。しかし、この中立性の要求は、いかなるレベルの正確性も確保していない。本公開草案は、相殺の達成に関する予想が偶然ではないということも要求している。スミス氏は、この条件はヘッジの結果が極めて有効となることを確保するものではないと考える。彼の考えでは、偶然ではない相殺という条件は、ヘッジ会計に適格となるための極端に低い閾値である。ヘッジが極めて有効となるという条件の削除は、ヘッジ会計を不当に拡大し、他のIFRSにおける通常の認識及び測定の変更事項を変更するかなりの自由選択を許すことになると彼は考える。

リスク管理への依拠

- AV4 スミス氏は、ヘッジ会計をIFRSにおける通常の認識及び測定の変更事項に対する例外として性格付ける点で審議会に同意する。したがって、例外を定めるための厳格な適格要件があるべきだと考える。しかし、本公開草案はヘッジ会計を例外ではなく標準として扱うこととなると懸念している。ヘッジ会計の基礎としてリスク管理に不当に依拠しており、リスク管理活動のすべての形態に対応するようにヘッジ会計の利用を不適切に拡大することとなるからである。
- AV5 スミス氏は、IFRS第9号における分類及び測定の基礎としての事業モデルへの依拠を支持した。具体的な事業モデル、すなわち、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することが明示されていたからである。スミス氏は、本公開草案におけるヘッジ会計の基礎としてのリスク管理への重大な依拠を支持しない。リスク管理が定義されておらず、境界がなく、統一的に適用されていないからである。リスク管理活動にはリスクの評価とリスク・ポジションを取ることが含まれる。リスクは、個別項目、ポートフォリオ又はグループのベースで、又は部分的若しくは全社的なベースにより、さまざまな方法で評価することができる。リスク・ポジションは恣意的であり、企業の

リスク許容度、将来に関する予想、それにリスク管理活動を行うことのコストと便益の評価に従って、変更される可能性がある。もっと重要なこととして、リスクが増大したのか減少したのかを判定することは可能でない。リスク管理活動は、ある種類のリスクと他のリスクとの交換を伴うものだからである。リスク管理方針は全般的なレベルで明示されることが多く、利益の変動性を減らすことを目的とすることが多い。したがって、スミス氏は、リスク管理への依拠はあまり厳格な規律を与えないと考える。方針というものは、企業がリスクをどのように評価してリスク管理方針を文書化しているのかに応じてヘッジ会計に自由に入出入りすることを認めるように書くことができるからである。スミス氏は、本公開草案はリスク管理活動のすべての形態に対応するようにヘッジ会計の利用を不適切に拡大することを提案しているものと考えている。

純額ポジションのヘッジ会計

- AV6 本公開草案の提案では、ヘッジ会計の利用を拡大して純額ポジションをヘッジ関係において指定することを認めることとしている。また、現金商品だけを含んだ相殺し合うポジションの純額を、審議会が稀だと考える状況に対応するために、ヘッジとして会計処理することを認めることとしている。スミス氏の考えでは、純額ポジションについてのヘッジ関係を設定するためのリスク管理に基づく適格要件は、あまり厳格な規律を与えるものではなく、実質的に自由選択を与えるものである。企業がリスクを純額ベースで管理していると文書化している場合は要件を満たすことができるからである。スミス氏の観察では、有能なリスク管理者はリスクを評価する際に相殺し合うポジションを常に考慮する。また、純額ポジションについてのヘッジ会計は容易に終了させることができるとも彼は考えている。企業はいつでも多くの異なる要因に基づいて所定のリスク許容度を変更することができるからである。
- AV7 スミス氏は、他の適格要件を設けないと、通常の営業活動の過程でたまたま共存している複数の現金商品が、単に相殺し合うリスクがあるというだけの理由で、ヘッジ関係に指定できることを懸念している。したがって、この提案は、会計上のミスマッチが存在する場合の公正価値オプションに関する IFRS 第 9 号の要求事項を覆す効果を有するものとなる。会計上のミスマッチがある場合にはいつでも、IFRS 第 9 号で要求されているように当該金融商品の存続期間にわたって公正価値の全額について当初認識時に公正価値オプションを選択する代わりに、企業は一定の期間及びリスクの一部について当初認識後にヘッジ関係を指定することにより、それらの要求を回避できることとなる。スミス氏の観察では、会計上のミスマッチがない場合（例えば、相殺し合う現金商品が償却原価で計上されている場合）であっても、ヘッジ関係を設定して測定属性を変更することができる。したがって、スミス氏の考えでは、本公開草案は、どのような現金商品又はその一部分でも、他の金融商品又はその一部分と相殺し合う場合には、その測定属性を変更する選択肢を与え、それにより、価値の変動の認識を、どの期間についても、

そして相殺されているリスクのどの部分についても行うことを認めることとなる。これは、貸借対照表上に何か他のポジションと相殺し合うと識別できるものが存在している範囲で、利益のすべての変動性を取り除くという効果を有することとなる。スミス氏は、現実の経済的ミスマッチがある場合に利益の変動性を回避したいという願望が、純額の現金ポジションをヘッジ対象として指定できる能力の動機となるかもしれないことも懸念している。原価又は償却原価で計上されている 2 つの項目が互いに相殺し合っているが、その一方を、公正価値で計上されている第 3 の項目を相殺するためにヘッジ関係に指定するような場合である。

- AV8 スミス氏は、ヘッジの結果が比較可能とならないおそれがあることも懸念している。企業は、純額ポジション又は純額ポジションと同額となる総額エクスポージャーの一部を、ヘッジ対象として指定することも、その関係を指定しないことも、選択できるからである。こうした指定の選択のそれぞれが、異なる表示を生じる可能性があり、比較可能性を損なう。

公正価値で計上する金融資産をヘッジ手段とすること

- AV9 本公開草案は、ヘッジ会計の利用を拡大して、公正価値で計上されている金融資産及び負債をヘッジ手段として指定することを認めることを提案し、新しいヘッジ会計モデルが将来のヘッジ戦略の進歩に対応できるようにしている。スミス氏は、この変更は、存在が知られている具体的な実務上の問題により必要とされているのでない限り、行うべきではないと考える。また、そうでなければ純損益に認識されることとなる公正価値変動についてその他の包括利益への認識を認めるための操作の手段を与えることにより、意図せざる結果が生じる可能性もあると考える。

合計されたエクスポージャーのヘッジ

- AV10 本公開草案は、ヘッジ会計の利用を拡大して、他のエクスポージャーとデリバティブの組合せである合計されたエクスポージャーをヘッジ対象として会計処理するのを認めることを提案しており、この拡張を、IAS 第 39 号においてデリバティブである買建オプションをヘッジ対象として指定することを認めている例外との類似により正当化している。スミス氏は、合計されたエクスポージャーをヘッジ手段とすることを認めるために必要な唯一の条件が、指定することであることを懸念している。スミス氏の考えでは、他の制約条件がないと、この定めは、そうでなければ純損益に認識されることとなる公正価値変動についてその他の包括利益への認識を認めるとともにデリバティブの分解を認める操作の手段を与えることにより、意図せざる影響を生じるおそれがある。

オプション料の時間的価値の資産計上

- AV11 スミス氏は、買建オプションの時間的価値は、そのオプションの本源的価値がヘッジ関

係においてリスクの相殺に有効である場合には、それが提供する防御に係るコストであることに同意する。取引が非金融資産の認識を生じる場合に、オプションの時間的価値をヘッジ対象のベースス・アジャストメントとして認識することには反対である。ヘッジ対象のキャッシュ・フローを相殺するものではなく、購入価格の必要な一部ではなく、購入した品目の価値を増加させるものでもないからである。この処理は、防御が提供されていない将来の期間にまでコストを分散させる結果となる。スミス氏は、オプションの時間的価値の認識に関する第33項で示されている3つの異なる方法及びヘッジ対象の性質に応じたそれらの変更により、複雑性が増大し、比較可能性が低下することも懸念している。

独立の表示科目

AV12 スミス氏は、ヘッジ対象の価値の変動を財政状態計算書において独立の表示科目で表示することを支持しない。この表示科目の金額は、それ自体では資産でも負債でもなく、ヘッジ活動、償却及び基礎となっている資産又は負債の認識の中止によって時とともに変動する。これは利用者を混乱させ、利用者が価値の変動を理解するのを困難にするだけだと考える。特に懸念しているのは、本公開草案が、独立の表示科目を構成する項目を、それが関係するヘッジ対象について追跡して具体的に結び付けることを要求するガイダンスを示していないことである。そのような要求がないと、この表示科目の金額を、認識の中止をするか又はヘッジされなくなる資産及び負債とどのように関連付けるのかを、かなり自由に決定できることになる。

利用者への考慮

AV13 スミス氏は、本公開草案で提案されているリスク管理に依拠したヘッジ会計の拡大を伴う有効性判定の緩和を、投資家は財務報告の改善とは思わないであろうと考える。投資家がリスク管理と整合した会計処理を支持していることは理解している。しかし、投資家は通常、会計処理の自由選択を拒否している。首尾一貫性と比較可能性を低下させるからである。スミス氏の考えでは、ヘッジ会計とリスク管理とを結び付けようとする多大な努力は、作成者にとっての複雑性を低減するが、利用者にとっての複雑性を増大させる。他の IFRS における認識及び測定の実務事項を変更する会計処理をかなり自由に選択できることとなるからである。

AV14 スミス氏は、ヘッジ会計が適用できなかつたり、ベーススの差異から生じた非有効部分が認識されたりする場合の、IAS 第 39 号における非有効部分の認識による純損益の変動性を、投資家が理解するのも作成者が説明するのも苦労していることを認識している。しかし、それが提供していた情報は、経営者との議論の出発点として役立つか又は財務諸表に報告された非有効部分の金額を意識的に無視する意思決定ができるようにする情報であり、それがもはや利用者にとって入手可能ではなくなる。

- AV15 スミス氏は、通常の認識及び測定の要求事項を変更できる相当の自由が与えられることを考えると、次のような詳細な開示がないと、利用者がリスク管理活動の影響を理解することは不可能となると考える。その開示とは、ヘッジ会計の対象となっている資産及び負債並びに確定約定についての、公正価値、公正価値全体の変動、帳簿価額及びその変動に関するものである。このような比較分析が、本公開草案の提案では隠されているベシス・リスクの識別のための代用品として利用するために必要となると考えている。

意図せざる影響

- AV16 スミス氏は、本公開草案で提案されている変更は、リスク管理の実務と会計処理との間の結び付きを改善し、複雑性を低減することを意図したものであることを理解している。しかし、これまでに把握されてきたヘッジ会計に関するさまざまな実務上の問題を解決するにあたって、これらの変更がもたらす今後の運用上の問題があまり考慮されておらず、これらの変更の相互作用を包括的に検討する評価が行われていないことを懸念している。スミス氏は、提案されている変更がその組合せで運用上の問題を生じさせ、重大な意図せざる影響があることが判明するであろうと考える。スミス氏は、これらの提案されている変更は、その組合せにおいて、分類及び測定、認識並びに表示に関する IFRS 第 9 号の原則を弱め、その要求事項を回避する手段を与えるものであると考える。

ヘッジ会計

設例 [案]

この設例 [案] は、本基準 [案] に付属しているが、その一部を構成するものではない。

開 示

IE1 本公開草案の第 50 項は、ヘッジ手段として指定された項目に関する具体的な金額を表形式で開示することを提案している。次の例は、その情報をどのように開示できるのかを例示している。

	ヘッジ手段の 名目金額	ヘッジ手段の帳簿価額	
		資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
商品価格リスク			
– 先渡売契約	XX	XX	XX
公正価値ヘッジ			
金利リスク			
– 金利スワップ	XX	XX	XX
為替リスク			
– 外貨建ローン	XX	XX	XX

IE2 本公開草案の第 51 項は、ヘッジ対象として指定された項目に関する具体的な金額を表形式で開示することを提案している。次の例は、その情報をどのように開示できるのかを例示している。

	財政状態計算書の独立の表示科目 に表示されている、ヘッジ対象に 係る利得又は損失		キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ剰余金
	資産	負債	
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
商品価格リスク			
– 予定売上	n/a	n/a	XX
– 中止したヘッジ (予定売上)	n/a	n/a	XX

HEDGE ACCOUNTING

公正価値ヘッジ			
金利リスク			
- 借入金のヘッジ調整	-	xx	n/a
- 中止したヘッジ (ヘッジ調整 —借入金)	-	xx	n/a
為替リスク			
- 確定約定	xx	xx	n/a

IE3 本公開草案の第 52 項は、ヘッジ会計を適用した結果として包括利益計算書に影響を与えた具体的な金額を表形式で開示することを提案している。次の例は、その情報をどのように開示できるのかを例示している。

キャッシュ・フロー・ヘッジ (a)	純額ポジションのヘッジの結果として純損益に認識された独立の表示科目	その他の包括利益に認識されたヘッジ手段の価値の変動	純損益における非有効部分	純損益における表示科目(ヘッジ非有効部分を含むもの)	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に振り替えた金額	振替により純損益における影響を受けた表示科目
商品価格リスク	xx	xx	xx	表示科目 X	xx	表示科目 Y
中止したヘッジ	n/a	n/a	n/a	n/a	xx	表示科目 Z

(a) 持分変動計算書(キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金)に開示する情報は、提案している開示要求と同じレベルの詳細さとすべきである。

公正価値ヘッジ	その他の包括利益に認識されたヘッジ対象の価値の変動	その他の包括利益に認識されたヘッジ手段の価値の変動	純損益における非有効部分	純損益における表示科目(ヘッジ非有効部分を含むもの)
金利リスク	xx	xx	xx	表示科目 X
為替リスク	xx	xx	xx	表示科目 Y